



新潟県

# 新潟県報

発行 新潟県

号外 2

令和7年12月25日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 主　要　目　次

## 規　　則

- 43 地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則(人事課)
- 44 技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則(人事課)
- 45 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則(行政改革課)
- 46 新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則(福祉保健総務課)
- 47 新潟県障害者リハビリテーションセンター規則の一部を改正する規則(障害福祉課)
- 48 新潟県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則(雇用能力開発課)

## 病院局管理規程

- 14 新潟県病院局企業職員の給与の特例に関する規程(病院局総務課)
- 15 新潟県病院局企業職員の宿日直手当に関する規程の一部を改正する規程(病院局総務課)
- 16 新潟県病院局企業職員の特地勤務手当等に関する規程の一部を改正する規程(病院局総務課)

## 企業局管理規程

- 9 新潟県企業局企業職員給与規程等の一部を改正する規程(企業局総務課)

## 人事委員会規則

- 6-1943 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1944 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1945 単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1946 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1947 特地勤務手当等に関する規則等の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1948 市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1949 宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1950 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1951 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1952 義務教育等教員特別手当に関する規則等の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1953 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)
- 6-1954 職員の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局総務課)

## 教育委員会規則

- 10 技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則(教育庁総務課)

規　　則

地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

新潟県知事 花角英世

**新潟県規則第43号**

地方公営企業管理者の給料に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業管理者の給料に関する規則（昭和41年新潟県規則第80号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）第2条の規定に基づき、地方公営企業管理者の給料月額を次のとおり定める。	特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）第2条の規定に基づき、地方公営企業管理者の給料月額を次のとおり定める。
(1) 新潟県企業管理者 <u>74万5,000円</u>	(1) 新潟県企業管理者 <u>67万5,000円</u>
(2) 新潟県病院事業管理者 <u>63万3,000円</u>	(2) 新潟県病院事業管理者 <u>67万5,000円</u>

**附 則**

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

新潟県知事 花角英世

**新潟県規則第44号**

技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則

(技能労務職員の給与等に関する規則の一部改正)

**第1条** 技能労務職員の給与等に関する規則(昭和34年新潟県規則第61号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(格付及び給料の支給)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、一般職員給与条例第7条第2項の規定の例によるものとする。この場合において、同項中「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは、「<u>23万4,862円</u>」とする。</p>	<p>(格付及び給料の支給)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、一般職員給与条例第7条第2項の規定の例によるものとする。この場合において、同項中「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは、「<u>22万7,500円</u>」とする。</p>

**第2条** 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

**別表第1** (第3条関係)

技能労務職給料表

職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	198,200	240,400	260,400	276,300	309,800
2	199,900	241,200	261,300	277,300	311,300
3	201,600	242,000	262,200	278,300	312,700
4	203,300	242,700	263,100	279,300	314,100
5	205,000	243,400	264,100	280,300	315,500
6	206,700	244,100	265,000	281,300	316,600
7	208,300	244,900	266,000	282,200	317,600
8	209,900	245,600	266,900	283,200	318,800
9	211,500	246,400	267,800	284,200	320,000
10	213,000	247,100	268,600	285,200	321,600
11	214,500	247,800	269,300	286,200	323,200
12	215,900	248,400	269,700	287,200	324,800
13	217,300	249,100	270,300	288,200	326,200
14	218,800	249,500	270,700	289,500	327,800
15	220,300	250,000	271,100	290,800	329,400
16	221,800	250,400	271,500	292,000	331,000
17	223,200	250,900	271,900	293,200	332,400

令和7年12月25日(木)

## 新潟県報

号外 2

18	224,600	251,300	272,400	294,500	334,100
19	226,000	251,800	272,900	295,700	335,700
20	227,400	252,200	273,500	296,900	337,300
21	228,800	252,500	274,200	297,900	338,700
22	229,800	252,800	274,800	299,100	340,400
23	230,900	253,100	275,400	300,300	342,100
24	232,000	253,400	276,200	301,600	343,700
25	233,000	253,900	277,000	302,900	344,900
26	233,800	254,400	277,700	303,900	346,800
27	234,700	254,800	278,200	304,900	348,500
28	235,500	255,300	278,900	305,900	350,100
29	236,400	255,800	279,700	307,000	351,600
30	237,200	256,300	280,400	308,200	353,200
31	238,000	256,700	281,100	309,300	354,800
32	238,800	257,100	281,700	310,500	356,400
33	239,600	257,400	282,400	311,600	358,100
34	240,100	257,900	283,100	312,900	359,900
35	240,600	258,400	283,800	314,200	361,700
36	241,100	258,800	284,400	315,500	363,500
37	241,700	259,200	285,000	316,700	365,000
38	242,200	259,700	285,700	318,000	366,400
39	242,700	260,100	286,300	319,300	367,800
40	243,200	260,500	286,800	320,600	369,200
41	243,700	260,900	287,200	321,900	370,700
42	244,000	261,300	287,700	323,100	371,500
43	244,300	261,800	288,100	324,400	372,400
44	244,700	262,100	288,500	325,500	373,400
45	245,100	262,400	289,000	326,400	374,300
46	245,500	262,800	289,500	327,700	375,400
47	245,900	263,200	290,000	329,000	376,300
48	246,300	263,500	290,300	330,300	377,300
49	246,600	263,900	290,700	331,400	378,200
50	246,900	264,300	291,100	332,700	378,900
51	247,200	264,600	291,500	333,900	379,600
52	247,500	264,900	292,000	335,100	380,200
53	247,700	265,300	292,300	336,400	380,600
54	248,000	265,600	292,700	337,400	381,200
55	248,300	265,900	293,200	338,500	381,800
56	248,600	266,300	293,700	339,600	382,500
57	248,800	266,600	294,100	340,300	382,800
58	249,100	266,900	294,700	341,200	383,500

59	249,400	267,200	295,200	341,900	384,200
60	249,600	267,500	295,800	342,700	384,800
61	249,800	267,800	296,400	343,500	385,100
62	250,100	268,100	296,900	343,900	385,600
63	250,400	268,400	297,500	344,400	386,200
64	250,600	268,700	298,000	345,100	386,800
65	250,800	268,900	298,500	345,900	387,100
66	251,100	269,200	299,000	346,600	387,700
67	251,400	269,500	299,500	347,300	388,400
68	251,600	269,700	300,000	347,900	389,000
69	251,800	269,900	300,400	348,400	389,400
70	252,100	270,200	300,800	349,000	389,900
71	252,400	270,500	301,200	349,500	390,500
72	252,600	270,700	301,600	350,100	391,000
73	252,800	270,900	302,000	350,400	391,500
74	253,100	271,200	302,300	350,900	392,100
75	253,400	271,500	302,700	351,200	392,500
76	253,600	271,700	303,100	351,600	392,800
77	253,800	271,900	303,500	352,000	393,200
78	254,100	272,200	303,900	352,500	393,700
79	254,400	272,500	304,300	353,000	394,100
80	254,600	272,700	304,700	353,500	394,500
81	254,800	272,900	305,000	353,800	394,900
82	255,100	273,200	305,500	354,200	395,400
83	255,300	273,500	305,900	354,600	395,800
84	255,600	273,700	306,400	355,000	396,200
85	255,800	273,900	306,700	355,300	396,500
86	256,000	274,100	307,200	355,700	397,000
87	256,300	274,400	307,700	356,100	397,400
88	256,600	274,700	308,000	356,500	397,800
89	256,800	274,900	308,400	356,700	398,100
90	257,100	275,100	308,900	357,100	398,600
91	257,400	275,400	309,400	357,500	399,000
92	257,600	275,600	309,900	357,900	399,400
93	257,800	275,900	310,200	358,100	399,700
94	258,100	276,200	310,600	358,400	
95	258,400	276,500	311,000	358,800	
96	258,600	276,700	311,500	359,100	
97	258,800	276,900	311,900	359,400	
98	259,100	277,200	312,300	359,800	
99	259,400	277,400	312,600	360,200	

100	259,600	277,700	312,900	360,600		
101	259,800	277,900	313,200	361,100		
102	260,100	278,100	313,600	361,500		
103	260,400	278,400	313,900	361,900		
104	260,600	278,700	314,300	362,300		
105	260,800	278,900	314,600	362,800		
106		279,100	315,000	363,200		
107		279,400	315,400	363,500		
108		279,600	315,600	363,800		
109		279,900	315,800	364,200		
110		280,200	316,100			
111		280,500	316,400			
112		280,700	316,600			
113		280,900	316,800			
114		281,200	317,100			
115		281,400	317,400			
116		281,600	317,600			
117		281,900	317,800			
118		282,200	318,100			
119		282,500	318,400			
120		282,700	318,600			
121		282,900	318,800			
122		283,100	319,100			
123		283,400	319,400			
124		283,700	319,600			
125		283,900	319,800			
126		284,100	320,100			
127		284,400	320,400			
128		284,700	320,600			
129		284,900	320,800			
130		285,100				
131		285,400				
132		285,700				
133		285,900				
134		286,100				
135		286,400				
136		286,700				
137		286,900				

備考 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に100分の99.56を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を給料月額とする。

## (技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

**第3条** 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（令和5年新潟県規則第3号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b></p> <p>1 (略) (暫定再任用職員の給料月額)</p> <p>2 技能労務職員の給与等に関する規則第2条に規定する職員（以下「技能労務職員」という。）に対する職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年新潟県条例第31号。以下「職員定年改正条例」という。）附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第6条第2項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、一般職の職員の給与に関する条例第6条第3項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは「<u>23万4,862円</u>」と、同条第2項中「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「当該暫定再任用職員の1週間当たりの勤務時間を当該暫定再任用職員の1週間当たりの通常の」と、同条第3項中「当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第6条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>1 (略) (暫定再任用職員の給料月額)</p> <p>2 技能労務職員の給与等に関する規則第2条に規定する職員（以下「技能労務職員」という。）に対する職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年新潟県条例第31号。以下「職員定年改正条例」という。）附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第6条第2項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、一般職の職員の給与に関する条例第6条第3項又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは「<u>22万7,500円</u>」と、同条第2項中「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「当該暫定再任用職員の1週間当たりの勤務時間を当該暫定再任用職員の1週間当たりの通常の」と、同条第3項中「当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される一般職の職員の給与に関する条例第6条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は市町村立学校職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定</p>

再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「 <u>23万4,862円</u> に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の」とする。 3 (略)	再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「 <u>22万7,500円</u> に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の」とする。 3 (略)
--	--

### 附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、第1条及び第2条の規定による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則（以下「改正後の技能労務職員給与等規則」という。）並びに第3条の規定による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（以下「改正後の令和5年改正規則」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 2 改正後の技能労務職員給与等規則又は改正後の令和5年改正規則の規定を適用する場合においては、第1条及び第2条の規定による改正前の技能労務職員の給与等に関する規則の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の技能労務職員給与等規則の規定による給与又は改正後の令和5年改正規則の規定による給与の内払とみなす。  
(施行細則)
- 3 前項に定めるものほか、この規則の施行に関し必要な事項については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）第2条に規定する職員の例による。

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

新潟県知事 花角英世

### 新潟県規則第45号

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年新潟県規則第14号)の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
(市町村が処理する事務の範囲)		(市町村が処理する事務の範囲)	
<b>第3条</b> 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。		<b>第3条</b> 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	
4 (略)	(略)	4 (略)	(略)
<b>5 条例別表 第9号の表 2の2の項 第7号に規定する特定 都市河川浸水被害対策 法(平成15 年法律第77 号)の施行 に係る事務 のうち規則 に基づく事 務であって 別に規則で 定めるもの</b>	新潟県特定都市河川浸水被害 対策法施行細則(令和7年新潟 県規則第22号。以下この項にお いて「規則」という。)に基づく 事務のうち、次に掲げるもの (1) 規則第4条の規定による 工事の着手の届出に係る書 類の受理及び県への送付 (2) 規則第5条の規定による 工程の終了の報告に係る書 類の受理及び県への送付	<b>5 (略)</b>	(略)
<u>6</u> (略)	(略)	<u>6</u> (略)	(略)
<u>7</u> (略)	(略)	<u>7</u> (略)	(略)
<u>8</u> (略)	(略)	<u>8</u> (略)	(略)
<u>9</u> (略)	(略)	<u>9</u> (略)	(略)
<u>10</u> (略)	(略)	<u>10</u> (略)	(略)
<u>11</u> (略)	(略)		

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

新潟県知事 花角英世

**新潟県規則第46号**

新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例施行規則（昭和43年新潟県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

**別表第1（第4条関係）**

試験、検査等の種類	方 法	項 目
食品中の毒素試験	酸抽出による前処理を必要とし、マウスを用いる測定	ふぐ毒

**附 則**

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

---

新潟県障害者リハビリテーションセンター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

新潟県知事 花角英世

### 新潟県規則第47号

#### 新潟県障害者リハビリテーションセンター規則の一部を改正する規則

新潟県障害者リハビリテーションセンター規則（昭和39年新潟県規則第32号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(退所) <b>第7条</b> 知事は、入所者（法第5条第7項に規定する生活介護、同条第10項に規定する施設入所支援、同条第12項に規定する自立訓練又は <u>同条第14項</u> に規定する就労移行支援（以下「施設障害福祉サービス」という。）を受けている者に限る。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。 (1)～(4) (略) 2 (略)	(退所) <b>第7条</b> 知事は、入所者（法第5条第7項に規定する生活介護、同条第10項に規定する施設入所支援、同条第12項に規定する自立訓練又は <u>同条第13項</u> に規定する就労移行支援（以下「施設障害福祉サービス」という。）を受けている者に限る。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて、当該入所者を退所させることができる。 (1)～(4) (略) 2 (略)

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

新潟県知事 花角英世

### 新潟県規則第48号

#### 新潟県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

新潟県立職業能力開発校規則（昭和47年新潟県規則第63号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(寄宿料) <b>第43条</b> 条例第18条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 新潟県立新潟テクノスクール寄宿舎 <u>3,710</u> 円 (2) 新潟県立魚沼テクノスクール寄宿舎 <u>1,660</u> 円	(寄宿料) <b>第43条</b> 条例第18条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 新潟県立新潟テクノスクール寄宿舎 <u>3,590</u> 円 (2) 新潟県立魚沼テクノスクール寄宿舎 <u>1,800</u> 円

### 附 則

#### (施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 改正後の第43条の規定は、この規則の施行の日以後における寄宿に係る寄宿料について適用し、同日前の寄宿に係る寄宿料については、なお従前の例による。

### 病院局管理規程

**新潟県病院局管理規程第14号**

新潟県病院局企業職員の給与の特例に関する規程を次のように定める。

令和7年12月25日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県病院局企業職員の給与の特例に関する規程

(給料月額の特例)

**第1条** 一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）別表第1 行政職給料表又は別表第6 福祉職給料表の適用を受ける職員（新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号）第2条に規定する職にある職員に限る。）及び一般職員給与条例別表第4 医療職給料表（二）又は（三）の適用を受ける職員（次条においてこれらを「特例職員」という。）に係る令和7年4月1日から令和8年2月28日までの間の給料月額は、新潟県病院局企業職員の給与に関する規程（昭和30年新潟県病院局管理規程第5号。次条において「病院局給与規程」という。）第2条第1項の規定によりその例によることとされる一般職員給与条例別表第1、別表第4又は別表第6の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年新潟県条例第3号）第2条の規定による改正後の一般職員給与条例別表第1、別表第4又は別表第6の規定に基づき定められた額とする。

(期末手当の額の特例)

**第2条** 特例職員、新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第8号。以下「医師給与規程」という。）の適用を受ける職員及び新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程（昭和34年新潟県病院局管理規程第14号。以下「技能労務職員給与規程」という。）の適用を受ける職員に係る令和7年12月に支給される期末手当の額は、病院局給与規程第2条第1項、医師給与規程第2条又は技能労務職員給与規程第7条の規定によりその例によることとされる一般職員給与条例第25条第2項又は第3項の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年新潟県条例第46号）第3条の規定による改正後の一般職員給与条例第25条第2項又は第3項の規定に基づき定められた額とする。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行し、第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は令和7年12月1日から適用する。

## 新潟県病院局管理規程第15号

新潟県病院局企業職員の宿日直手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月25日

新潟県病院事業管理者 金井健一

新潟県病院局企業職員の宿日直手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の宿日直手当に関する規程（昭和30年新潟県病院局管理規程第9号）の一部を次の表のようにより改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(手当の額)</p> <p><b>第3条</b> 手当の額は、宿直勤務又は日直勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 医師 <u>2万2,500円</u>            (2) 前号以外の職員 <u>6,400円</u></p> <p><b>附 則</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>当分の間、第3条第2号に掲げる職員が別に定めるところにより宿直勤務又は日直勤務に準ずる勤務を命ぜられた場合の手当の額は、宿直勤務又は日直勤務に準ずる勤務1回につき3,200円とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、1,600円とする。</u></p>	<p>(手当の額)</p> <p><b>第3条</b> 手当の額は、宿直勤務又は日直勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 医師 <u>2万1,000円</u>            (2) 前号以外の職員 <u>6,100円</u></p> <p><b>附 則</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>当分の間、第3条第2号に掲げる職員が別に定めるところにより宿直勤務又は日直勤務に準ずる勤務を命ぜられた場合の手当の額は、宿直勤務又は日直勤務に準ずる勤務1回につき3,100円とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、1,550円とする。</u></p>

**附 則**

この規程は、公布の日から施行し、改正後の新潟県病院局企業職員の宿日直手当に関する規程の規定は、令和7年4月1日から適用する。

## 新潟県病院局管理規程第16号

新潟県病院局企業職員の特地勤務手当等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月25日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

## 新潟県病院局企業職員の特地勤務手当等に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の特地勤務手当等に関する規程（昭和46年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																				
<p>(特地勤務手当)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、<u>給料及び扶養手当の月額の合計額に、別表の級地区分に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額とする</u></p> <table> <tbody> <tr><td>5級地</td><td>100分の20</td></tr> <tr><td>4級地</td><td>100分の16</td></tr> <tr><td>3級地</td><td>100分の12</td></tr> <tr><td>2級地</td><td>100分の8</td></tr> <tr><td>1級地</td><td>100分の4</td></tr> </tbody> </table>	5級地	100分の20	4級地	100分の16	3級地	100分の12	2級地	100分の8	1級地	100分の4	<p>(特地勤務手当)</p> <p><b>第2条</b> (略)</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、<u>特地勤務手当基礎額に別表の級地区分に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額とする</u></p> <table> <tbody> <tr><td>5級地</td><td>100分の20</td></tr> <tr><td>4級地</td><td>100分の16</td></tr> <tr><td>3級地</td><td>100分の12</td></tr> <tr><td>2級地</td><td>100分の8</td></tr> <tr><td>1級地</td><td>100分の4</td></tr> </tbody> </table> <p>3 <u>前項の特地勤務手当基礎額は、職員が特地公署に勤務することとなった日（職員がその日前1年以内に当該公署に勤務していた場合（病院局長が定める場合に限る。）には、その前の病院局長が定める日）に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額とする。</u></p> <p>4 <u>次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>前項に定める日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成14年新潟県条例第68号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）の規定によるものとした場合の」とする。</u></p> <p>(2) <u>前項に定める日が平成15年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年新潟県条例第87号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）の規定によるものとした場合の」とする。</u></p> <p>(3) <u>前項に定める日が平成17年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年新潟県条例第87号）の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）の規定によるものとした場合の」とする。</u></p>	5級地	100分の20	4級地	100分の16	3級地	100分の12	2級地	100分の8	1級地	100分の4
5級地	100分の20																				
4級地	100分の16																				
3級地	100分の12																				
2級地	100分の8																				
1級地	100分の4																				
5級地	100分の20																				
4級地	100分の16																				
3級地	100分の12																				
2級地	100分の8																				
1級地	100分の4																				

<p><b>第4条</b> 職員に特地勤務手当又は特地勤務手当に準ずる手当を支給するに当たっては、所属長は、職員別に勤務公署名、職名、異動年月日<u>及び</u>住居移転年月日その他必要事項を記載した支給調書を作成し、保管するものとする。</p>	<p><u>当について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年新潟県条例第90号）の施行の日における同条例第1条及び第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）の規定によるものとした場合の」とする。</u></p> <p>(4) <u>前項に定める日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項中「に受けていた給料及び」とあるのは、「に係る給料について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年条例第56号。以下「平成21年改正条例」という。）の施行の日における平成21年改正条例第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）及び平成21年改正条例第12条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年条例第5号。）の規定によるものとした場合の給料及び前項に定める日に受けていた」とする。</u></p> <p>(5) <u>前項に定める日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項中「に受けていた給料及び」とあるのは、「に係る給料について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年新潟県条例第36号。以下「平成22年改正条例」という。）の施行の日における平成22年改正条例第2条の規定による改正後の一般職員給与条例（昭和30年新潟県条例第59号）及び平成22年改正条例第11条の規定による改正後の平成18年改正条例（平成18年新潟県条例第5号）の規定によるものとした場合の給料及び前項に定める日に受けていた」とする。</u></p> <p><u>(特地勤務手当と地域手当との調整)</u></p> <p><b>第2条の2</b> <u>特地公署に勤務する職員には、一般職員給与条例第17条の2の規定による地域手当の額の限度において、特地勤務手当は支給しない。</u></p> <p><b>第4条</b> <u>職員に特地勤務手当又は特地勤務手当に準ずる手当を支給するに当たっては、所属長は、職員別に勤務公署名、職名、異動年月日<u>及び</u>住居移転年月日並びに特地公署に勤務することとなった日における給料及び扶養手当の月額その他必要事項を記載した支給調書を作成し、保管するものとする。</u></p>
---	--

## 附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の新潟県病院局企業職員の特地勤務手当等に関する規程の規定は、令和7年4月1日から適用する。

企業局管理規程

## 新潟県企業局管理規程第9号

新潟県企業局企業職員給与規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月25日

新潟県企業管理者 大田正信

新潟県企業局企業職員給与規程等の一部を改正する規程

(新潟県企業局企業職員給与規程の一部改正)

**第1条** 新潟県企業局企業職員給与規程（昭和30年新潟県電気事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<b>第3条</b> (略) 2・3 (略) 4 法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める技能労務職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、一般職員給与条例第7条第2項の規定の例によるものとする。この場合において、同項中「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは、「 <u>23万4,862円</u> 」とする。 5～9 (略)	<b>第3条</b> (略) 2・3 (略) 4 法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める技能労務職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、一般職員給与条例第7条第2項の規定の例によるものとする。この場合において、同項中「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは、「 <u>22万7,500円</u> 」とする。 5～9 (略)
<b>第5条</b> 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員の宿日直手当の額は、宿直勤務又は日直勤務1回について <u>7,700円</u> とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回について、 <u>3,850円</u> とする。	<b>第5条</b> 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員の宿日直手当の額は、宿直勤務又は日直勤務1回について <u>7,400円</u> とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回について、 <u>3,700円</u> とする。

**第2条** 新潟県企業局企業職員給与規程の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

**別表第1** (第3条関係)

技 能 労 務 職 給 料 表

職務の級 号 級	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
1	円 198,200	円 240,400	円 260,400	円 276,300	円 309,800
2	199,900	241,200	261,300	277,300	311,300
3	201,600	242,000	262,200	278,300	312,700
4	203,300	242,700	263,100	279,300	314,100
5	205,000	243,400	264,100	280,300	315,500
6	206,700	244,100	265,000	281,300	316,600
7	208,300	244,900	266,000	282,200	317,600
8	209,900	245,600	266,900	283,200	318,800
9	211,500	246,400	267,800	284,200	320,000
10	213,000	247,100	268,600	285,200	321,600
11	214,500	247,800	269,300	286,200	323,200

	12	215,900	248,400	269,700	287,200	324,800
	13	217,300	249,100	270,300	288,200	326,200
	14	218,800	249,500	270,700	289,500	327,800
	15	220,300	250,000	271,100	290,800	329,400
	16	221,800	250,400	271,500	292,000	331,000
	17	223,200	250,900	271,900	293,200	332,400
	18	224,600	251,300	272,400	294,500	334,100
	19	226,000	251,800	272,900	295,700	335,700
	20	227,400	252,200	273,500	296,900	337,300
	21	228,800	252,500	274,200	297,900	338,700
	22	229,800	252,800	274,800	299,100	340,400
	23	230,900	253,100	275,400	300,300	342,100
	24	232,000	253,400	276,200	301,600	343,700
	25	233,000	253,900	277,000	302,900	344,900
	26	233,800	254,400	277,700	303,900	346,800
	27	234,700	254,800	278,200	304,900	348,500
	28	235,500	255,300	278,900	305,900	350,100
	29	236,400	255,800	279,700	307,000	351,600
	30	237,200	256,300	280,400	308,200	353,200
	31	238,000	256,700	281,100	309,300	354,800
	32	238,800	257,100	281,700	310,500	356,400
	33	239,600	257,400	282,400	311,600	358,100
	34	240,100	257,900	283,100	312,900	359,900
	35	240,600	258,400	283,800	314,200	361,700
	36	241,100	258,800	284,400	315,500	363,500
	37	241,700	259,200	285,000	316,700	365,000
	38	242,200	259,700	285,700	318,000	366,400
	39	242,700	260,100	286,300	319,300	367,800
	40	243,200	260,500	286,800	320,600	369,200
	41	243,700	260,900	287,200	321,900	370,700
	42	244,000	261,300	287,700	323,100	371,500
	43	244,300	261,800	288,100	324,400	372,400
	44	244,700	262,100	288,500	325,500	373,400
	45	245,100	262,400	289,000	326,400	374,300
	46	245,500	262,800	289,500	327,700	375,400
	47	245,900	263,200	290,000	329,000	376,300
	48	246,300	263,500	290,300	330,300	377,300
	49	246,600	263,900	290,700	331,400	378,200
	50	246,900	264,300	291,100	332,700	378,900
	51	247,200	264,600	291,500	333,900	379,600
	52	247,500	264,900	292,000	335,100	380,200

53	247,700	265,300	292,300	336,400	380,600
54	248,000	265,600	292,700	337,400	381,200
55	248,300	265,900	293,200	338,500	381,800
56	248,600	266,300	293,700	339,600	382,500
57	248,800	266,600	294,100	340,300	382,800
58	249,100	266,900	294,700	341,200	383,500
59	249,400	267,200	295,200	341,900	384,200
60	249,600	267,500	295,800	342,700	384,800
61	249,800	267,800	296,400	343,500	385,100
62	250,100	268,100	296,900	343,900	385,600
63	250,400	268,400	297,500	344,400	386,200
64	250,600	268,700	298,000	345,100	386,800
65	250,800	268,900	298,500	345,900	387,100
66	251,100	269,200	299,000	346,600	387,700
67	251,400	269,500	299,500	347,300	388,400
68	251,600	269,700	300,000	347,900	389,000
69	251,800	269,900	300,400	348,400	389,400
70	252,100	270,200	300,800	349,000	389,900
71	252,400	270,500	301,200	349,500	390,500
72	252,600	270,700	301,600	350,100	391,000
73	252,800	270,900	302,000	350,400	391,500
74	253,100	271,200	302,300	350,900	392,100
75	253,400	271,500	302,700	351,200	392,500
76	253,600	271,700	303,100	351,600	392,800
77	253,800	271,900	303,500	352,000	393,200
78	254,100	272,200	303,900	352,500	393,700
79	254,400	272,500	304,300	353,000	394,100
80	254,600	272,700	304,700	353,500	394,500
81	254,800	272,900	305,000	353,800	394,900
82	255,100	273,200	305,500	354,200	395,400
83	255,300	273,500	305,900	354,600	395,800
84	255,600	273,700	306,400	355,000	396,200
85	255,800	273,900	306,700	355,300	396,500
86	256,000	274,100	307,200	355,700	397,000
87	256,300	274,400	307,700	356,100	397,400
88	256,600	274,700	308,000	356,500	397,800
89	256,800	274,900	308,400	356,700	398,100
90	257,100	275,100	308,900	357,100	398,600
91	257,400	275,400	309,400	357,500	399,000
92	257,600	275,600	309,900	357,900	399,400

93	257,800	275,900	310,200	358,100	399,700
94	258,100	276,200	310,600	358,400	
95	258,400	276,500	311,000	358,800	
96	258,600	276,700	311,500	359,100	
97	258,800	276,900	311,900	359,400	
98	259,100	277,200	312,300	359,800	
99	259,400	277,400	312,600	360,200	
100	259,600	277,700	312,900	360,600	
101	259,800	277,900	313,200	361,100	
102	260,100	278,100	313,600	361,500	
103	260,400	278,400	313,900	361,900	
104	260,600	278,700	314,300	362,300	
105	260,800	278,900	314,600	362,800	
106		279,100	315,000	363,200	
107		279,400	315,400	363,500	
108		279,600	315,600	363,800	
109		279,900	315,800	364,200	
110		280,200	316,100		
111		280,500	316,400		
112		280,700	316,600		
113		280,900	316,800		
114		281,200	317,100		
115		281,400	317,400		
116		281,600	317,600		
117		281,900	317,800		
118		282,200	318,100		
119		282,500	318,400		
120		282,700	318,600		
121		282,900	318,800		
122		283,100	319,100		
123		283,400	319,400		
124		283,700	319,600		
125		283,900	319,800		
126		284,100	320,100		
127		284,400	320,400		
128		284,700	320,600		
129		284,900	320,800		
130		285,100			
131		285,400			
132		285,700			
133		285,900			

134			286, 100		
135			286, 400		
136			286, 700		
137			286, 900		

備考 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に100分の99.56を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を給料月額とする。

## (新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正)

**第3条** 新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程（令和5年新潟県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「23万4,862円に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の」とする。

員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「22万7,500円に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の」とする。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、第1条及び第2条の規定による改正後の新潟県企業局企業職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）並びに第3条の規定による改正後の新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程（以下「改正後の令和5年改正規程」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 2 改正後の規程又は改正後の令和5年改正規程の規定を適用する場合においては、第1条及び第2条の規定による改正前の新潟県企業局企業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の規程の規定による給与又は改正後の令和5年改正規程の規定による給与の内払とみなす。  
(施行細則)
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項については、普通職員の例による。

## 人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月25日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

**新潟県人事委員会規則第6-1943号**

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(規則第6-1186号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(医療職給料表(二))</p> <p><b>第4条</b> 医療職給料表(二)は、環境局環境対策課、佐渡トキ保護センター、保健所、食肉衛生検査センター、はまぐみ小児療育センター、新潟学園、農業大学校、妙法育成牧場、家畜保健衛生所及び特別支援学校に勤務する次に掲げる職員で、現実に当該本来の業務に従事するもの並びに任命権者が委員会と協議して定める職員に適用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>栄養士、管理栄養士及び学校栄養職員</u></p> <p>(4)～(10) (略)</p>	<p>(医療職給料表(二))</p> <p><b>第4条</b> 医療職給料表(二)は、環境局環境対策課、佐渡トキ保護センター、保健所、食肉衛生検査センター、はまぐみ小児療育センター、新潟学園、農業大学校、妙法育成牧場、家畜保健衛生所及び特別支援学校に勤務する次に掲げる職員で、現実に当該本来の業務に従事するもの並びに任命権者が委員会と協議して定める職員に適用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>栄養士及び学校栄養職員</u></p> <p>(4)～(10) (略)</p>

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の給料表の適用範囲に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月25日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

**新潟県人事委員会規則第6-1944号**

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（規則第6-45号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後							改 正 前						
(用語の定義等)							(用語の定義等)						
<b>第2条</b> (略)							<b>第2条</b> (略)						
2 この規則において「栄養士」には、一般職員給与条例別表第4の口医療職給料表(二)の備考及び市町村立学校職員給与条例第2条第3項に規定する学校栄養職員並びに給料表の適用範囲に関する規則（規則第6-1186号）第4条第3号に規定する管理栄養士を含むものとする。							2 この規則において「栄養士」には、一般職員給与条例別表第4の口医療職給料表(二)の備考及び市町村立学校職員給与条例第2条第3項に規定する学校栄養職員を含むものとする。						
別表第6 医療職給料表(二)級別資格基準表							別表第6 医療職給料表(二)級別資格基準表						
職種	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	職種	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	学歴 免許							学歴 免許					
(略)							(略)						
言語聴覚士	(略)						言語聴覚士	(略)					
	短大3卒	0	1	6	9	別に定める		短大3卒	0	1	6	9	別に定める
歯科衛生士	大学卒			5	別に定める	別に定める	歯科衛生士			1	5	別に定める	別に定める
		0	5					短大3卒	0	1	6		
歯科衛生士	短大3卒	0	1	5	別に定める	別に定める							
		0	1	6									
(略)							(略)						
(略)							(略)						
備考 (略)							備考 (略)						
別表第16 医療職給料表(二)初任給基準表							別表第16 医療職給料表(二)初任給基準表						
職種	学歴免許	初任給					職種	学歴免許	初任給				
	(略)							(略)					
診療放射線技師	(略)						診療放射線技師	(略)					
	短大3卒	1級21号給						短大3卒	1級21号給				
(略)							診療エツクス線技師						
							短大卒	1級15号給					
(略)							(略)						

言語聴覚士	(略)	
	短大3卒	1級21号給
歯科衛生士	大学卒	2級5号給
	短大3卒	1級21号給
	(略)	
(略)		
備考	(略)	

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

---

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月25日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

**新潟県人事委員会規則第6-1945号**

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則(規則第6-1043号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(やむを得ない事情)	(やむを得ない事情)
<b>第2条</b> 一般職員給与条例第19条第1項及び市町村立学校職員給与条例第22条第1項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。	<b>第2条</b> 一般職員給与条例第19条第1項及び市町村立学校職員給与条例第22条第1項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。
(1) 配偶者 <u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u> が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。	(1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。
(2)～(5) (略)	(2)～(5) (略)
(届出)	(届出)
<b>第7条</b> (略)	<b>第7条</b> (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
<u>4 第1項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。</u>	
(確認及び決定等)	(確認及び決定等)
<b>第8条</b> 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が一般職員給与条例第19条第1項若しくは第3項又は市町村立学校職員給与条例第22条第1項若しくは第3項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。 <u>前条第4項に規定する場合においても、同様とする。</u>	<b>第8条</b> 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が一般職員給与条例第19条第1項若しくは第3項又は市町村立学校職員給与条例第22条第1項若しくは第3項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。
2・3 (略)	2・3 (略)
(支給の始期及び終期)	(支給の始期及び終期)
<b>第9条</b> 単身赴任手当の支給は、職員が新たに一般職員給与条例第19条第1項若しくは第3項又は市町村立学校職員給与条例第22条第1項若しくは第3項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が一般職員給与条例第19条第1項若しくは第3項又は市町村立学校職員給与条例第22条第1項若しくは第3項に規定する要件を欠くに至つた日 <u>(委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降</u>	<b>第9条</b> 単身赴任手当の支給は、職員が新たに一般職員給与条例第19条第1項若しくは第3項又は市町村立学校職員給与条例第22条第1項若しくは第3項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が一般職員給与条例第19条第1項若しくは第3項又は市町村立学校職員給与条例第22条第1項若しくは第3項に規定する要件を欠くに至つた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の

の日で委員会が定める日)の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第7条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 (略)

前月)をもつて終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第7条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 (略)

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月25日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

**新潟県人事委員会規則第6-1946号**

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則(規則第6-1313号)の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前										
(教員特殊業務手当) <b>第28条</b> (略) 2 (略) 3 条例第32条第2項の別に人事委員会規則で定める程度とは、正規の勤務時間以外の時間等において業務に従事した時間が <u>引き続き3時間以上</u> であることとする。 4・5 (略)	(教員特殊業務手当) <b>第28条</b> (略) 2 (略) 3 条例第32条第2項の別に人事委員会規則で定める程度とは、正規の勤務時間以外の時間等において業務に従事した時間が <u>6時間以上</u> (同条第1項第4号に掲げる業務については引き続き3時間以上)であることとする。 4・5 (略)										
<b>第29条</b> 削除	<b>第29条</b> 条例第33条第1項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる主幹教諭、教諭、助教諭又は講師(以下この条において「教諭等」という。)とする。 (1) <u>2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数の2分の1に満たない教諭等</u> (2) <u>2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数が1週間につき12時間に満たない教諭等</u>										
(併給禁止) <b>第38条</b> 次の表の左欄に掲げる一般職員給与条例第14条又は市町村立学校職員給与条例第14条の規定により給料の調整額の支給を受ける職員には、当該職員に対応する同表右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。 <table border="1"><tr><td>(略)</td><td>社会福祉業務手当</td></tr><tr><td>中央児童相談所又は女性相談支援センターに勤務する職員</td><td></td></tr></table>	(略)	社会福祉業務手当	中央児童相談所又は女性相談支援センターに勤務する職員		(併給禁止) <b>第38条</b> 次の表の左欄に掲げる一般職員給与条例第14条又は市町村立学校職員給与条例第14条の規定により給料の調整額の支給を受ける職員には、当該職員に対応する同表右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。 <table border="1"><tr><td>(略)</td><td>社会福祉業務手当</td></tr><tr><td>中央児童相談所又は女性相談支援センターに勤務する職員</td><td></td></tr><tr><td>小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する職員</td><td>多学年学級担当手当</td></tr></table>	(略)	社会福祉業務手当	中央児童相談所又は女性相談支援センターに勤務する職員		小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する職員	多学年学級担当手当
(略)	社会福祉業務手当										
中央児童相談所又は女性相談支援センターに勤務する職員											
(略)	社会福祉業務手当										
中央児童相談所又は女性相談支援センターに勤務する職員											
小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する職員	多学年学級担当手当										
2 条例第55条第4項の人事委員会規則で定める手当は、委員会が別に定める場合を除き、次に掲げる手当とする。 (1)・(2) (略) <u>(3) (略)</u> <u>(4) (略)</u>	2 条例第55条第4項の人事委員会規則で定める手当は、委員会が別に定める場合を除き、次に掲げる手当とする。 (1)・(2) (略) (3) 多学年学級担当手当 (4) (略) (5) (略)										

(5) (略) (6) (略)	(6) (略) (7) (略)
(日額の手当の特例)	
<b>第40条</b> 手当の額が日額で定められている特殊勤務手当の作業（次に掲げる特殊勤務手当の作業を除く。）に従事した時間（条例第55条第4項の規定により支給されないこととなる手当がある場合においては、当該手當に係る作業に従事した時間を加えた時間）が、1日について4時間に満たない場合における当該手当の額は、条例の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。	<b>第40条</b> 手当の額が日額で定められている特殊勤務手当の作業（次に掲げる特殊勤務手当の作業を除く。）に従事した時間（条例第55条第4項の規定により支給されないこととなる手当がある場合においては、当該手當に係る作業に従事した時間を加えた時間）が、1日について4時間に満たない場合における当該手当の額は、条例の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。
(1)～(8) (略)	(1)～(8) (略)
(9) (略)	<b>(9) 多学年学級担当手当</b>
(10) (略)	(10) (略)
(11) (略)	(11) (略)
(12) (略)	(12) (略)
(13) (略)	(13) (略)
(14) (略)	(14) (略)
(15) (略)	(15) (略)
(16) (略)	(16) (略)
(17) (略)	(17) (略)
(18) (略)	(18) (略)
(19) (略)	(19) (略)
(20) (略)	(20) (略)
(21) (略)	(21) (略)
	(22) (略)

**附 則**

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月25日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

**新潟県人事委員会規則第6-1947号**

特地勤務手当等に関する規則等の一部を改正する規則

(特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

**第1条** 特地勤務手当等に関する規則(規則第6-470号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(特地勤務手当の月額)	(特地勤務手当の月額)
<b>第3条</b> 特地勤務手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、別表第1の級別区分に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額とする。	<b>第3条</b> 特地勤務手当の月額は、 <u>特地勤務手当基礎額</u> に、別表第1の級別区分に応じ、次に定める支給割合を乗じて得た額(その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の25を乗じて得た額を超えるときは、当該額)とする。
5級地 100分の20	5級地 100分の20
4級地 100分の16	4級地 100分の16
3級地 100分の12	3級地 100分の12
2級地 100分の8	2級地 100分の8
1級地 100分の4	1級地 100分の4
	<u>2 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けた給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額を合算した額(法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)にあっては、現に受ける給料の月額)とする。</u>
	<u>(1) 職員が特地公署に勤務することとなつた場合その勤務することとなつた日(職員がその日前1年以内に当該公署に勤務していた場合(委員会が定める場合に限る。)には、その日前の委員会が定める日)</u>
	<u>(2) 職員が特地公署以外の公署に勤務することとなつた場合において、その勤務することとなつた日後に当該公署が特地公署に該当することとなつたとき。その該当することとなつた日</u>
	<u>(3) 第1号、前号又はこの号の規定の適用を受けていた職員がその勤務する特地公署の移転に伴つて住居を移転した場合において、当該公署が当該移転後も引き続き特地公署に該当するとき。当該公署の移転の日</u>
	<u>3 次の各号に掲げる職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</u>
	<u>(1) 前項各号に定める日が平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する条例</u>

等の一部を改正する条例(平成14年条例第68号)の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の一般職員給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

(2) 前項各号に定める日が平成15年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年条例第87号)の施行の日における同条例第1条の規定による改正後の一般職員給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

(3) 前項各号に定める日が平成17年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年条例第90号)の施行の日における同条例第1条及び第2条の規定による改正後の一般職員給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

(4) 前項各号に定める日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項中「に受けいた給料及び」とあるのは、「に係る給料について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年条例第56号。以下「平成21年改正条例」という。)の施行の日における平成21年改正条例第2条の規定による改正後の一般職員給与条例及び平成21年改正条例第12条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年条例第5号。以下「平成18年改正条例」という。)の規定によるものとした場合の給料及び当該各号に定める日に受けいた」とする。

(5) 前項各号に定める日が平成22年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 同項中「に受けいた給料及び」とあるのは、「に係る給料について一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年条例第36号。以下「平成22年改正条例」という。)の施行の日における平成22年改正条例第2条の規定による改正後の一般職員給与条例及び平成22年改正条例第11条の規定による改正後の平成18年改正条例の規定によるものとした場合の給料及び当該各号に定める日に受けいた」とする。

4 次の各号に掲げる職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)に対する第2項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤

務職員等という。)以外の職員であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。)第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 同項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)中「給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と」(第2項を前項第4号及び第5号の規定により読み替えて適用する場合にあつては、「給料及び当該各号」とあるのは、「給料の月額に一般職員勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する額と」(第2項を前項第4号及び第5号の規定により読み替えて適用する場合にあつては、「給料の月額に一般職員勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び当該各号)とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けいた給料の月額を同日における一般職員勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けいた」とする。

#### (特地勤務手当と地域手当との調整)

**第3条の2 特地公署に勤務する職員には、一般職員給与条例第17条の2の規定による地域手当の額の限度において、特地勤務手当は支給しない。**

#### (特地勤務手当に準ずる手当)

**第4条 (略)**

(特地勤務手当に準ずる手当)

**第4条 (略)**

2 一般職員給与条例第20条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

2 一般職員給与条例第20条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は公署の移転の日(職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合(委員会が定める場合に限る。)には、その日前の委員会が定める日。以下

(略)

この条並びに附則第6項及び第7項において同じ。)に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額 (定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額) に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額 (その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額) とする。

(略)

3 次の各号に掲げる職員 (定年前再任用短時間勤務職員を除く。)に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、一般職員給与条例第20条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 前項中「受けている給料及び」とあるのは、「受けている給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における一般職員勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けている」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であつて、一般職員給与条例第20条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 前項中「給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「給料の月額に一般職員勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、一般職員給与条例第20条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 前項中「受けている給料及び」とあるのは、「受けている給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における一般職員勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けている」とする。

## 第5条 (略)

2 一般職員給与条例第20条の3第2項に規定する職員に支給する特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

(1) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で指定日前3年

## 第5条 (略)

2 一般職員給与条例第20条の3第2項に規定する職員に支給する特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 新たに特地公署又は準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で指定日前3年

以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの 当該職員の指定日在勤する公署が当該異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(2) 前項第1号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員 (法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(3)・(4) (略)

#### 附 則

1～3 (略)

以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもの 当該職員の指定日在勤する公署が当該異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条第1項及び第2項並びに附則第7項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(2) 前項第1号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項及び第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

(3)・(4) (略)

#### 附 則

1～3 (略)

(一般職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当基礎額)

4 一般職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員であつて、第3条第2項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

5 一般職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員のうち、第3条第3項各号又は第4項各号に掲げる職員であるものの同条第1項の特地勤務手当基礎額は、前項並びに同条第3項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて委員会の定めるところにより算出した額とする。

(一般職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額)

6 一般職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員であつて、一般職員給与条例第20条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに対する第4条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

7 一般職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員のうち、第4条第3項各号に掲げる職員であるものの特地勤務手当に準ずる手当の月額は、前項及び同条第3項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて委員会の定めるところにより算出した額とする。

(特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（規則第6-1936号）の一部を次の表のように改正

する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<b>附 則</b>	<b>附 則</b>
1 (略) (暫定再任用職員に関する経過措置)	1 (略) (暫定再任用職員に関する経過措置)
2 <u>職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例</u> （令和4年条例第31号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）に対するこの規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第5条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項第1号中「法第22条の4第1項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用（職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年条例第31号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第3条第1項第4号に規定する暫定再任用をいう。以下同じ。）と、同項第2号中「法第22条の4第1項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同条第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（令和4年改正条例附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）と、同項第3号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。 (定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)	2 <u>職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例</u> （令和4年条例第31号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第3条第2項から第4項まで並びに第4条第2項及び第3項の規定を適用する。 3 <u>暫定再任用職員に対する改正後の規則</u> 第5条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項第1号中「法第22条の4第1項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用（職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年条例第31号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第3条第1項第4号に規定する暫定再任用をいう。以下同じ。）と、同項第2号中「法第22条の4第1項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同条第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（令和4年改正条例附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）と、同項第3号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。
3 改正後の規則第5条第1項第1号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項、令和4年改正条例附則第3条第1項若しくは第2項又は附則第4条第1項若しくは第2項の規定（以下「法第22条の4第1項等の規定」という。）による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員（法第22条の4第1項の規定に	4 改正後の規則第5条第1項第1号の規定は、令和7年4月1日以後に法第22条の4第1項、令和4年改正条例附則第3条第1項若しくは第2項又は附則第4条第1項若しくは第2項の規定（以下「法第22条の4第1項等の規定」という。）による採用をされ、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員について適

<p><u>より採用された職員をいう。)及び暫定再任用職員について適用する。</u></p>	用する。
<u>4</u> (略)	<u>5</u> (略)

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の特地勤務手当等に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

---

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月25日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

**新潟県人事委員会規則第6-1948号**

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則(規則第6-492号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p>	<p><u>(へき地手当と地域手当との調整)</u></p> <p><u>第4条の2 へき地学校等に勤務する職員には、市町村立学校職員給与条例第18条の2の規定による地域手当の額の限度において、へき地手当は支給しない。</u></p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p><u>2 市町村立学校職員給与条例附則第17項の規定による給料を支給される職員に対する第4条の2の規定の適用については、同条中「市町村立学校職員給与条例第18条の2の規定による地域手当」とあるのは、「市町村立学校職員給与条例附則第17項の規定による給料」とする。</u></p>

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月25日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

**新潟県人事委員会規則第6-1949号**

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則(規則第6-9号)の一部を次の表のよう

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(宿日直手当の額)</p> <p><b>第3条</b> 宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 前条第1号の勤務については、<u>4,700円</u></p> <p>(2) 前条第1号の2の勤務については、<u>5,600円</u></p> <p>(3) 前条第2号、第4号及び第8号の勤務については、<u>6,400円</u></p> <p>(4) 前条第3号、第5号及び第6号の勤務については、<u>7,700円</u></p> <p>(5) 前条第7号の勤務については、<u>2万2,500円</u></p>	<p>(宿日直手当の額)</p> <p><b>第3条</b> 宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 前条第1号の勤務については、<u>4,400円</u></p> <p>(2) 前条第1号の2の勤務については、<u>5,300円</u></p> <p>(3) 前条第2号、第4号及び第8号の勤務については、<u>6,100円</u></p> <p>(4) 前条第3号、第5号及び第6号の勤務については、<u>7,400円</u></p> <p>(5) 前条第7号の勤務については、<u>2万1,000円</u></p>

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宿日直手当に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月25日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

**新潟県人事委員会規則第6-1950号**

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（規則第6-140号）の一部を次のように改正する。

別表及び附則別表を次のように改める。

別表 (第6条関係)

職員の区分 期間の区分	1項職員			2項職員	3項職員
	1種	2種	3種		
1年未満	円 417,600	円 371,300	円 310,800	円 52,100	円 35,000
1年以上2年未満	417,600	371,300	310,800	52,100	35,000
2年以上3年未満	417,600	371,300	310,800	52,100	35,000
3年以上4年未満	417,600	371,300	310,800	52,100	35,000
4年以上5年未満	417,600	371,300	310,800	52,100	35,000
5年以上6年未満	417,600	371,300	310,800	52,100	31,000
6年以上7年未満	417,600	371,300	310,800	50,300	27,000
7年以上8年未満	417,600	371,300	310,800	48,500	23,000
8年以上9年未満	417,600	371,300	310,800	46,700	19,000
9年以上10年未満	417,600	371,300	310,800	44,900	15,000
10年以上11年未満	417,600	371,300	310,800	43,100	12,500
11年以上12年未満	417,600	371,300	310,800	41,300	10,000
12年以上13年未満	417,600	371,300	310,800	39,500	7,500
13年以上14年未満	417,600	371,300	310,800	37,700	5,000
14年以上15年未満	417,600	371,300	310,800	36,300	2,500
15年以上16年未満	417,600	371,300	310,800	34,900	
16年以上17年未満	413,200	367,300	307,500	33,500	
17年以上18年未満	408,800	363,300	304,200	32,100	
18年以上19年未満	404,400	359,300	300,900	30,700	
19年以上20年未満	400,000	355,300	297,600	29,300	
20年以上21年未満	395,600	351,300	294,300	27,900	
21年以上22年未満	381,600	339,000	283,300	27,300	
22年以上23年未満	365,100	324,300	271,300	26,700	
23年以上24年未満	348,600	308,800	258,800	25,700	
24年以上25年未満	332,100	293,300	246,300	25,100	
25年以上26年未満	315,600	277,300	233,800	24,500	
26年以上27年未満	298,100	260,300	218,300	23,900	
27年以上28年未満	280,600	243,300	202,800	23,300	
28年以上29年未満	263,100	226,300	187,300	22,500	
29年以上30年未満	245,100	208,800	171,800	22,200	
30年以上31年未満	227,100	191,300	155,300	21,800	
31年以上32年未満	209,100	173,800	138,800	21,200	
32年以上33年未満	190,100	155,800	122,300	20,300	
33年以上34年未満	171,100	137,300	104,300	19,400	
34年以上35年未満	152,100	118,800	86,300	18,700	

## 備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員をいう。

附則別表

職員の区分 期間の区分	2項職員	3項職員
1年未満	円 36,500	円 24,500
1年以上2年未満	36,500	24,500
2年以上3年未満	36,500	24,500
3年以上4年未満	36,500	24,500
4年以上5年未満	36,500	24,500
5年以上6年未満	36,500	21,700
6年以上7年未満	35,200	18,900
7年以上8年未満	34,000	16,100
8年以上9年未満	32,700	13,300
9年以上10年未満	31,400	10,500
10年以上11年未満	30,200	8,800
11年以上12年未満	28,900	7,000
12年以上13年未満	27,700	5,300
13年以上14年未満	26,400	3,500
14年以上15年未満	25,400	1,800
15年以上16年未満	24,400	
16年以上17年未満	23,500	
17年以上18年未満	22,500	
18年以上19年未満	21,500	
19年以上20年未満	20,500	
20年以上21年未満	19,500	
21年以上22年未満	19,100	
22年以上23年未満	18,700	
23年以上24年未満	18,000	
24年以上25年未満	17,600	
25年以上26年未満	17,200	
26年以上27年未満	16,700	
27年以上28年未満	16,300	
28年以上29年未満	15,800	
29年以上30年未満	15,500	
30年以上31年未満	15,300	
31年以上32年未満	14,800	
32年以上33年未満	14,200	
33年以上34年未満	13,600	
34年以上35年未満	13,100	

## 備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- 2 この表において「2項職員」とは、第2条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員をいう。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月25日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

**新潟県人事委員会規則第6-1951号**

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

**第1条** 期末手当及び勤勉手当に関する規則（規則第6-224号）の一部を次の表のよう

に改正する。（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p><b>第14条</b> 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の322.5</u>（一般職員給与条例第25条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の382.5</u>）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の161.25</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の191.25</u>）</p> <p>(3) 任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員及び同条第3項の規定により決定された給料月額を受ける職員 <u>100分の270</u></p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p><b>第14条</b> 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の315</u>（一般職員給与条例第25条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の375</u>）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の153.75</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の183.75</u>）</p> <p>(3) 任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員及び同条第3項の規定により決定された給料月額を受ける職員 <u>100分の262.5</u></p>

**第2条** 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次の表のよう

に改正する。（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p><b>第14条</b> 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の318.75</u>（一般職員給与条例第25条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の378.75</u>）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の157.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の187.5</u>）</p> <p>(3) 任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員及び同条第3項の規定により決定された給料月額を受ける職員 <u>100分の266.25</u></p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p><b>第14条</b> 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の322.5</u>（一般職員給与条例第25条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の382.5</u>）</p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の161.25</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の191.25</u>）</p> <p>(3) 任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員及び同条第3項の規定により決定された給料月額を受ける職員 <u>100分の270</u></p>

**附 則**

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和7年12月1日から適用する。

義務教育等教員特別手当に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月25日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

**新潟県人事委員会規則第6-1952号**

義務教育等教員特別手当に関する規則等の一部を改正する規則

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

**第1条 義務教育等教員特別手当に関する規則(規則第6-661号)の一部を次の表のように改正する。**

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p><b>第4条 教育公務員特例法施行規則(令和4年文部科学省令第21号)第1条第2号に掲げる校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額(法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)又は育児休業法第18条第1項若しくは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員にあつてはその額に一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。)第3条第3項若しくは第4項又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第5号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。)第2条第3項若しくは第4項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第3条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に一般職員勤務時間条例第3条第2項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第3条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。<u>次項において同じ。)</u>とする。</b></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>2 教育公務員特例法施行規則第1条第1号に掲げる校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額は、前項の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額に、3,000円(当該校務を一の学級において複数の職員が分掌する場合にあっては、1,500円)を加えた額とする。</u></p>	<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p><b>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額(法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)又は育児休業法第18条第1項若しくは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員にあつてはその額に一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。)第3条第3項若しくは第4項又は市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第5号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。)第2条第3項若しくは第4項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第3条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に一般職員勤務時間条例第3条第2項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ一般職員勤務時間条例第3条第1項又は市町村立学校職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、それぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。</b></p> <p>(1)～(6) (略)</p>

附 則	附 則
1～3 (略) (一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員の支給額)	1～3 (略) (一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員の支給額)
4 一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する第4条の規定の適用については、当分の間、 <u>同条第1項各号</u> 中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。	4 一般職員給与条例附則第17項又は市町村立学校職員給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する第4条の規定の適用については、当分の間、 <u>同条各号</u> 中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

第2条 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

職員の区分	職務の級号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	1	1,300円	1,400円	2,800円	3,400円	5,100円
	2	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	3	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	4	1,300	1,400	2,800	3,400	5,100
	5	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	6	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	7	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	8	1,300	1,600	3,000	3,500	5,200
	9	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	10	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	11	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	12	1,400	1,700	3,200	3,600	5,300
	13	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	14	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	15	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	16	1,500	1,700	3,300	3,800	5,400
	17	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	18	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	19	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	20	1,600	1,800	3,400	3,800	5,500
	21	1,700	1,900	3,500	4,000	5,600
	22	1,700	1,900	3,500	4,000	
	23	1,700	1,900	3,500	4,000	
	24	1,700	1,900	3,500	4,000	
	25	1,800	2,000	3,700	4,100	
	26	1,800	2,000	3,700	4,100	
	27	1,800	2,000	3,700	4,100	
	28	1,800	2,000	3,700	4,100	
	29	1,900	2,100	3,800	4,100	
	30	1,900	2,100	3,800	4,100	
	31	1,900	2,100	3,800	4,100	
	32	1,900	2,100	3,800	4,100	
	33	1,900	2,200	3,900	4,200	
	34	1,900	2,200	3,900	4,200	
	35	1,900	2,200	3,900	4,200	
	36	1,900	2,200	3,900	4,200	
	37	2,000	2,300	4,000	4,400	
	38	2,000	2,300	4,000	4,400	
	39	2,000	2,300	4,000	4,400	
	40	2,000	2,300	4,000	4,400	
	41	2,200	2,400	4,000	4,400	
	42	2,200	2,400	4,000	4,400	
	43	2,200	2,400	4,000	4,400	
	44	2,200	2,400	4,000	4,400	
	45	2,200	2,600	4,100	4,600	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	46	2,200	2,600	4,100	4,600	
	47	2,200	2,600	4,100	4,600	
	48	2,200	2,600	4,100	4,600	
	49	2,300	2,600	4,200	4,700	
	50	2,300	2,600	4,200	4,700	
	51	2,300	2,600	4,200	4,700	
	52	2,300	2,600	4,200	4,700	
	53	2,400	2,800	4,400	4,700	
	54	2,400	2,800	4,400	4,700	
	55	2,400	2,800	4,400	4,700	
	56	2,400	2,800	4,400	4,700	
	57	2,400	3,000	4,400	4,800	
	58	2,400	3,000	4,400	4,800	
	59	2,400	3,000	4,400	4,800	
	60	2,400	3,000	4,400	4,800	
	61	2,500	3,200	4,500	4,900	
	62	2,500	3,200	4,500	4,900	
	63	2,500	3,200	4,500	4,900	
	64	2,500	3,200	4,500	4,900	
	65	2,600	3,300	4,700	5,000	
	66	2,600	3,300	4,700	5,000	
	67	2,600	3,300	4,700	5,000	
	68	2,600	3,300	4,700	5,000	
	69	2,600	3,400	4,700	5,100	
	70	2,600	3,400	4,700	5,100	
	71	2,600	3,400	4,700	5,100	
	72	2,600	3,400	4,700	5,100	
	73	2,700	3,500	4,700	5,100	
	74	2,700	3,500	4,700	5,100	
	75	2,700	3,500	4,700	5,100	
	76	2,700	3,500	4,700	5,100	
	77	2,800	3,700	4,700	5,200	
	78	2,800	3,700	4,700	5,200	
	79	2,800	3,700	4,700	5,200	
	80	2,800	3,700	4,700	5,200	
	81	2,800	3,800	4,800	5,200	
	82	2,800	3,800	4,800		
	83	2,800	3,800	4,800		
	84	2,800	3,800	4,800		
	85	2,800	3,800	5,000		
	86	2,800	3,800	5,000		
	87	2,800	3,800	5,000		
	88	2,800	3,800	5,000		
	89	2,900	3,900	5,000		
	90	2,900	3,900	5,000		
	91	2,900	3,900	5,000		
	92	2,900	3,900	5,000		
	93	3,000	4,000	5,000		
	94	3,000	4,000	5,000		

95	3,000	4,000	5,000		
96	3,000	4,000	5,000		
97	3,100	4,100	5,100		
98	3,100	4,100			
99	3,100	4,100			
100	3,100	4,100			
101	3,100	4,200			
102	3,100	4,200			
103	3,100	4,200			
104	3,100	4,200			
105	3,200	4,300			
106	3,200	4,300			
107	3,200	4,300			
108	3,200	4,300			
109	3,200	4,400			
110	3,200	4,400			
111	3,200	4,400			
112	3,200	4,400			
113	3,200	4,400			
114	3,200	4,400			
115	3,200	4,400			
116	3,200	4,400			
117	3,300	4,500			
118	3,300	4,500			
119	3,300	4,500			
120	3,300	4,500			
121	3,300	4,600			
122	3,300	4,600			
123	3,300	4,600			
124	3,300	4,600			
125	3,300	4,700			
126		4,700			
127		4,700			
128		4,700			
129		4,700			
130		4,700			
131		4,700			
132		4,700			
133		4,700			
134		4,700			
135		4,700			
136		4,700			
137		4,700			
138		4,700			
139		4,700			
140		4,700			
141		4,700			
142		4,700			
143		4,700			

144		4,700				
145		4,800				
146		4,800				
147		4,800				
148		4,800				
149		4,900				
150		4,900				
151		4,900				
152		4,900				
153		4,900				
154		4,900				
155		4,900				
156		4,900				
157		4,900				
158		4,900				
159		4,900				
160		4,900				
161		4,900				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		2,200	2,600	3,200	3,500	4,400

別表第2 (第4条関係)

職員の区分 △ 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1	1,300円	1,700円	2,800円	4,000円	5,100円
2	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
3	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
4	1,300	1,700	2,800	4,000	5,100
5	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
6	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
7	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
8	1,300	1,800	3,000	4,100	5,200
9	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
10	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
11	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
12	1,400	1,900	3,200	4,100	5,300
13	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
14	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
15	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
16	1,500	2,000	3,300	4,200	5,400
17	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
18	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
19	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
20	1,600	2,100	3,400	4,400	5,500
21	1,700	2,200	3,500	4,400	5,600
22	1,700	2,200	3,500	4,400	
23	1,700	2,200	3,500	4,400	
24	1,700	2,200	3,500	4,400	
25	1,800	2,300	3,700	4,600	
26	1,800	2,300	3,700	4,600	
27	1,800	2,300	3,700	4,600	
28	1,800	2,300	3,700	4,600	
29	1,900	2,400	3,800	4,700	
30	1,900	2,400	3,800	4,700	
31	1,900	2,400	3,800	4,700	
32	1,900	2,400	3,800	4,700	
33	1,900	2,600	3,900	4,700	
34	1,900	2,600	3,900	4,700	
35	1,900	2,600	3,900	4,700	
36	1,900	2,600	3,900	4,700	
37	2,000	2,600	4,000	4,800	
38	2,000	2,600	4,000	4,800	
39	2,000	2,600	4,000	4,800	
40	2,000	2,600	4,000	4,800	
41	2,200	2,800	4,000	4,900	
42	2,200	2,800	4,000	4,900	
43	2,200	2,800	4,000	4,900	
44	2,200	2,800	4,000	4,900	
45	2,200	3,000	4,100	5,000	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	46	2,200	3,000	4,100	5,000	
	47	2,200	3,000	4,100	5,000	
	48	2,200	3,000	4,100	5,000	
	49	2,300	3,200	4,200	5,100	
	50	2,300	3,200	4,200	5,100	
	51	2,300	3,200	4,200	5,100	
	52	2,300	3,200	4,200	5,100	
	53	2,400	3,300	4,400	5,100	
	54	2,400	3,300	4,400	5,100	
	55	2,400	3,300	4,400	5,100	
	56	2,400	3,300	4,400	5,100	
	57	2,400	3,400	4,400	5,200	
	58	2,400	3,400	4,400	5,200	
	59	2,400	3,400	4,400	5,200	
	60	2,400	3,400	4,400	5,200	
	61	2,500	3,500	4,500	5,200	
	62	2,500	3,500	4,500		
	63	2,500	3,500	4,500		
	64	2,500	3,500	4,500		
	65	2,600	3,700	4,700		
	66	2,600	3,700	4,700		
	67	2,600	3,700	4,700		
	68	2,600	3,700	4,700		
	69	2,600	3,800	4,700		
	70	2,600	3,800	4,700		
	71	2,600	3,800	4,700		
	72	2,600	3,800	4,700		
	73	2,700	3,800	4,700		
	74	2,700	3,800	4,700		
	75	2,700	3,800	4,700		
	76	2,700	3,800	4,700		
	77	2,800	3,900	4,700		
	78	2,800	3,900	4,700		
	79	2,800	3,900	4,700		
	80	2,800	3,900	4,700		
	81	2,800	4,000	4,800		
	82	2,800	4,000	4,800		
	83	2,800	4,000	4,800		
	84	2,800	4,000	4,800		
	85	2,800	4,100	5,000		
	86	2,800	4,100	5,000		
	87	2,800	4,100	5,000		
	88	2,800	4,100	5,000		
	89	2,900	4,200	5,000		
	90	2,900	4,200	5,000		
	91	2,900	4,200	5,000		
	92	2,900	4,200	5,000		
	93	3,000	4,300	5,000		
	94	3,000	4,300	5,000		

95	3,000	4,300	5,000		
96	3,000	4,300	5,000		
97	3,100	4,400	5,100		
98	3,100	4,400			
99	3,100	4,400			
100	3,100	4,400			
101	3,100	4,400			
102	3,100	4,400			
103	3,100	4,400			
104	3,100	4,400			
105	3,200	4,500			
106	3,200	4,500			
107	3,200	4,500			
108	3,200	4,500			
109	3,200	4,600			
110	3,200	4,600			
111	3,200	4,600			
112	3,200	4,600			
113	3,200	4,700			
114	3,200	4,700			
115	3,200	4,700			
116	3,200	4,700			
117	3,300	4,700			
118	3,300	4,700			
119	3,300	4,700			
120	3,300	4,700			
121	3,300	4,700			
122	3,300	4,700			
123	3,300	4,700			
124	3,300	4,700			
125	3,300	4,700			
126	3,300	4,700			
127	3,300	4,700			
128	3,300	4,700			
129	3,400	4,700			
130	3,400	4,700			
131	3,400	4,700			
132	3,400	4,700			
133	3,400	4,800			
134	3,400	4,800			
135	3,400	4,800			
136	3,400	4,800			
137	3,400	4,900			
138	3,400	4,900			
139	3,400	4,900			
140	3,400	4,900			
141	3,500	4,900			
142	3,500	4,900			
143	3,500	4,900			

144	3,500	4,900			
145	3,500	4,900			
146	3,500	4,900			
147	3,500	4,900			
148	3,500	4,900			
149	3,500	4,900			
150	3,500				
151	3,500				
152	3,500				
153	3,500				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		2,200	2,600	3,200	3,500
					4,400

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

**第3条 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則（規則第6-1898号）の一部を次の表のように改正する。**

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b></p> <p>1 (略) (暫定再任用職員に関する経過措置)</p> <p>2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年条例第31号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（令和4年改正条例附則第5条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員（次項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）に対する改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）第4条の規定の適用については、別表第1の表定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる額を<u>同条第1項第1号</u>に規定する別表第1に掲げる額と、別表第2の表定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる額を<u>同条第1項第2号から第6号まで</u>に規定する別表第2に掲げる額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>1 (略) (暫定再任用職員に関する経過措置)</p> <p>2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年条例第31号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（令和4年改正条例附則第5条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員（次項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）に対する改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）第4条の規定の適用については、別表第1の表定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる額を<u>同条第1号及び第6号</u>に規定する別表第1に掲げる額と、別表第2の表定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる額を<u>同条第2号から第5号まで及び第7号</u>に規定する別表第2に掲げる額とする。</p> <p>3 (略)</p>

#### 附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月25日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

**新潟県人事委員会規則第6-1953号**

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（規則第6-183号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p><b>様式第17（裏面）</b></p> <p>(略)</p> <p>審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示</p> <p>1 審査請求について</p> <p>この処分について不服がある場合は、<u>行政不服審査法の規定</u>により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。</p> <p>2 処分の取消しの訴えについて</p> <p>(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、<u>行政事件訴訟法の規定</u>により、この処分があつたことを知つた日から6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては　　が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(2) また、上記1の審査請求をした場合には処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6箇月以内に提起することができます。</p> <p>(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この<u>処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日から</u>1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの<u>処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日から</u>1年を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> <p>備考1・2 (略)</p>	<p><b>様式第17（裏面）</b></p> <p>(略)</p> <p>審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示</p> <p>1 審査請求について</p> <p>この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。</p> <p>2 処分の取消しの訴えについて</p> <p>(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては　　が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。</p> <p>(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この<u>処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して</u>1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの<u>処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して</u>1年を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> <p>備考1・2 (略)</p>

## 様式第18（裏面）

(略)

## 審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

## 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

## 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては　　が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日から1年を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考1・2 (略)

## 様式第19（裏面）

(略)

## 審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

## 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。

## 様式第18（裏面）

(略)

## 審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

## 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

## 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては　　が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日から起算して1年を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起することができ認められる場合があります。

備考1・2 (略)

## 様式第19（裏面）

(略)

## 審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

## 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

## 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては　　が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日から1年を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起する事が認められる場合があります。

備考1・2 (略)

## 様式第20（裏面）

(略)

### 審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

#### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

#### 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほ

分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

## 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては　　が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起する事が認められる場合があります。

備考1・2 (略)

## 様式第20（裏面）

(略)

### 審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

#### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

#### 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほ

<p>か、<u>行政事件訴訟法の規定により</u>、この処分があつたことを<u>知つた日から6箇月以内に</u>、新潟県を被告として（訴訟においては　　が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを<u>知つた日から6箇月以内に</u>提起することができます。</p> <p>(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この<u>処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日から1年</u>を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの<u>処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日から1年</u>を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>	<p>か、この処分があつたことを<u>知つた日の翌日から起算して6箇月以内に</u>、新潟県を被告として（訴訟においては　　が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを<u>知つた日の翌日から起算して6箇月以内に</u>提起することができます。</p> <p>(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この<u>処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年</u>を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの<u>処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年</u>を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p>
<p>備考1・2 (略)</p>	<p>備考1・2 (略)</p>

### 様式第21（裏面）

(略)

#### 審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

##### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

##### 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては　　が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6箇月以内に提起することができます。

### 様式第21（裏面）

(略)

#### 審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

##### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

##### 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては　　が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)の日から1年を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考1・2 (略)

### 様式第22 (裏面)

(略)

#### 審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

##### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

##### 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟においては　　が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)の日から1年を経過した後であつても処

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考1・2 (略)

### 様式第22 (裏面)

(略)

#### 審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

##### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、知事に対して審査請求することができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

##### 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟においては　　が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)



この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

## 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては　　が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日から1年を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起することができる場合があります。

備考 (略)

## 様式第25（表面）

職員の退職手当に関する条例第20条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書  
(略)

下記の退職をした者に対しその退職に係る一般的の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、職員の退職手当に関する条例第20条第1項の規定により通知します。

この通知をした機関（（1））は、この通知が到達した日から6か月以内に限り、この通知を受

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

## 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては　　が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日から起算して1年を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起することができる場合があります。

備考 (略)

## 様式第25（表面）

職員の退職手当に関する条例第20条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書  
(略)

下記の退職をした者に対しその退職に係る一般的の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、職員の退職手当に関する条例第20条第1項の規定により通知します。

この通知をした機関（（1））は、この通知が到達した日から起算して6か月以内に限り、

けた者に対し、下記の退職した者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職した者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができます。

(略)

#### 様式第26（裏面）

(略)

#### 審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

##### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

##### 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては　　が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日から1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日から1年を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

この通知を受けた者に対し、下記の退職した者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職した者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができます。

(略)

#### 様式第26（裏面）

(略)

#### 審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

##### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

##### 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟においては　　が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起することができる場合があります。

<p>備考 (略)</p> <p><b>様式第27 (裏面)</b></p> <p>(略)</p> <p>審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示</p> <p>1 審査請求について</p> <p>この処分について不服がある場合は、<u>行政不服審査法の規定により</u>、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。</p> <p>2 処分の取消しの訴えについて</p> <p>(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、<u>行政事件訴訟法の規定により</u>、この処分があつたことを<u>知つた日から6箇月以内に</u>、新潟県を被告として（訴訟においては　　が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを<u>知つた日から起算して6箇月以内に</u>提起することができます。</p> <p>(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この<u>処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日から起算して1年</u>を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの<u>処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日から起算して1年</u>を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起する事が認められる場合があります。</p> <p>備考 (略)</p>	<p>備考 (略)</p> <p><b>様式第27 (裏面)</b></p> <p>(略)</p> <p>審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示</p> <p>1 審査請求について</p> <p>この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。</p> <p>2 処分の取消しの訴えについて</p> <p>(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを<u>知つた日から起算して6箇月以内に</u>、新潟県を被告として（訴訟においては　　が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを<u>知つた日から起算して6箇月以内に</u>提起することができます。</p> <p>(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この<u>処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日から起算して1年</u>を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの<u>処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日から起算して1年</u>を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起する事が認められる場合があります。</p> <p>備考 (略)</p>
--	--

## 附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

職員の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月25日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

**新潟県人事委員会規則第6-1954号**

職員の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

**第1条** 職員の旅費の支給に関する規則（規則第6-10号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、職員の旅費に関する条例（昭和30年条例第58号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の旅費の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(用語)</p> <p><b>第1条の2</b> この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。</p> <p>(附属の島)</p> <p><b>第2条</b> 条例<u>第2条第1号</u>に規定する「附属する島」とは、本州、北海道、四国及び九州に附属する島をいう。</p> <p>(条例第2条第7号に規定する人事委員会規則で定める者等)</p> <p><b>第2条の2</b> 条例第2条第7号に規定する人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>旅行業法</u>（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者</li> <li>(2) <u>鉄道事業法</u>（昭和61年法律第92号）第13条第1項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正10年法律第76号）第4条に規定する軌道経営者</li> <li>(3) <u>海上運送法</u>（昭和24年法律第187号）第23条の3第2項に規定する船舶運航事業者</li> <li>(4) <u>航空法</u>（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業を経営する者</li> <li>(5) <u>道路運送法</u>（昭和26年法律第183号）第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者</li> <li>(6) <u>旅館業法</u>（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営む者</li> <li>(7) <u>貨物自動車運送事業法</u>（平成元年法律第83号）第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第55条第1項に規定する貨物利用運送事業者</li> <li>(8) 外国における前各号に掲げる者に相当するも</li> </ul>	<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、職員の旅費に関する条例（昭和30年条例第58号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の旅費の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(附属の島)</p> <p><b>第2条</b> 条例<u>第2条第1項第1号</u>に規定する「附属する島」とは、本州、北海道、四国及び九州に附属する島をいう。</p>

の

(9) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）第31条に規定する登録包括信用購入あつせん業者（県との契約によりカード等（同法第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。）

2 条例第2条第7号に規定する人事委員会規則で定めるものは、役務及びカード等とする。

（旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費）

第3条 条例第3条第6項に規定する人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 条例第3条第2項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更した場合。

(2) 条例第3条第1項及び第2項（第1号及び第4号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第16条、第18条第1項及び第22条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

2 条例第3条第6項に規定する人事委員会規則で定めるものは、条例第25条第2項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第6条の規定により計算した額と現に支払った額で

（旅行取消等の場合における旅費）

第3条 条例第3条第6項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、若しくはホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻手続きをとつたにもかかわらず払戻しを受けることができなかつた額又は鉄道、船舶、航空機その他の交通機関若しくはホテル、旅館その他の宿泊施設の利用の予約を取り消したことに伴い取消料、違約金等として支払った金額。ただし、その額は、その支給を受ける者が当該旅行について条例により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。

(2) 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で、当該旅行について条例により支給を受けることができた移転料の額の3分の1に相当する額の範囲内の額

(3) 外国への旅行に伴う外貨の買入又はこれに準ずる経費を支弁するため支払った金額（これらのうち、所要の払戻手続きをとることにより払戻が可能なものにあつては、当該払戻手続きをとつたにもかかわらず払戻を受けることができなかつた金額）で当該旅行について条例により支給を受けることができた額の範囲内の額

所要の払戻手続をとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額の合計額

- (2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、渡航雑費及び旅行雑費については、当該各種目について条例第13条、第14条、第16条、第17条第1項、第18条第1項、第19条及び第20条並びに条例第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいづれか少ない額の合計額
- (3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額

(旅費額を喪失した場合における旅費)

**第4条** 条例第3条第7項に規定する人事委員会規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 交通事故その他の条例第3条第7項に規定する者の責めに帰することができない事情

- (2) 前条第1項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員又は家族の責めに帰することができない事情

**2** 条例第3条第7項に規定する人事委員会規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

- (1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額
- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額を差し引いた額

**第6条 削除**

(旅費喪失の場合における旅費)

**第4条** 条例第3条第7項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に規定する額による。ただし、その額は現に喪失した旅費額を超えることができない。

- (1) 現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下本条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額
- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額（切符類については、購入金額のうち未使用部分に相当する金額）を差し引いた額

(路程の計算)

**第6条 内国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算**

は、次の区分に従い当該各号に掲げるものにより行うものとする。

- (1) 鉄道 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条に規定する鉄道運送事業者の調に係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程
- (2) 水路 海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条第2項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）に基づいて旅客定期航路事業者又は旅客不定期航路事業者がそれぞれ国土交通省に提出した事業計画に記載されている航路の路程
- (3) 陸路 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業を經營する者及び軌道法（大正10年法律第76号）第4条に規定する軌道經營者の運賃の算出の基礎となつた路程又は実測その他社会通念上妥当と認められる方法により計測した路程

- 2 前項の規定により路程を計算し難い場合には、同項の規定にかかわらず、地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者の証明により、路程を計算することができる。
- 3 外国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、前項の規定の趣旨に準じて行うものとする。

#### (旅費の請求等)

**第8条** 条例第7条第1項に規定する請求書の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 次号から第5号までに規定する旅費以外の旅費を請求する場合には、出張旅費精算請求書又は出張旅費概算請求書
- (2) 条例第3条第1項に規定する赴任に係る旅費又は同条第2項第1号若しくは第4号若しくは第5項の規定により転居費、着後滞在費、家族移転費若しくはこれらに相当するものが含まれる旅費を請求する場合には、赴任旅費精算請求書又は赴任旅費概算請求書
- (3) 条例第3条第2項（第1号及び第4号を除く。）に係る旅費を請求する場合には、死亡時旅費請求書
- (4) 条例第3条第6項に係る旅費を請求する場合には、旅費損失請求書
- (5) 条例第3条第7項に係る旅費を請求する場合には、旅費喪失請求書
- (6) 条例第3条第8項に係る旅費に相当する金額を請求する場合には、当該金額に係る旅費に応

#### (旅費の請求等)

**第8条** 条例第14条第1項に規定する旅費請求書の種類、記載事項及び様式は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるところによる。

- (1) 赴任に係る旅行以外の旅行の場合
  - ア 精算払又は概算払に係る旅費を請求する場合 別表第1の第1号様式による旅費(概算)請求書
  - イ 概算払に係る旅費を精算する場合 別表第1の第2号様式による旅費精算(請求)書
- (2) 赴任に係る旅行の場合 别表第1の第3号様式による旅費請求書

- |  |   |
|--|---|
| <p>じた前各号に掲げる請求書</p> <p>2 請求書が、総務事務システム（情報システム（ハードウエア、ソフトウエア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。）を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕組みであつて、人事委員会が定めるものをいう。）による電磁的方法をもって提出された場合にあつては、それぞれ前項に定める書類の提出があつたものとみなす。</p> <p>3 条例第7条第1項に規定する添付資料は、別表第1のとおりとする。ただし、旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合には、第6項に規定する請求書に相当するものをもつて、同表に規定する額を証明するに足る資料又はその支払を証明するに足る資料に代えることができる。</p> <p>4 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情があることを要件として支給され、又は支給額が加算される旅費を請求する場合は、当該公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情について、請求書に記載しなければならない。ただし、前項に規定する添付資料において確認できる場合及び旅行命令権が必要ないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>5 条例第7条第7項に規定する記載事項又は記録事項は、別表第2の左欄に掲げる請求書の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる事項及び別表第3の左欄に掲げる種目の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる事項とする。</p> <p>6 旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合において、別表第2中「請求者」とあるのは、「旅行者」と読み替えるものとする。この場合において、前項で定める記載事項又は記録事項に準ずる内容が記載され又は記録され、かつ、支払担当者等が認めた請求書に相当するもの（旅費に相当する金額を請求する者の名称又は氏名及び住所が記載されたものに限る。）をもつて、第1項第6号に掲げる請求書に代えることができる。</p> <p>7 旅行命令権者及び支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者が請求書を提出した場合には、その請求内容が適切であるかを確認するものとする。</p> <p>8 前項の場合において、請求書を提出した者が旅行役務提供者であるときは、旅行命令権者及び支払担当者等は、旅行者に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。</p> | <p>2 前項の旅費請求書又は旅費精算書が、総務事務システム（情報システム（ハードウエア、ソフトウエア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであつて、これら全体で業務処理を行うものをいう。）を利用して職員の人事、給与等に係る申請等の手続に関する事務の処理を行う仕組みであつて、人事委員会が定めるものをいう。）による電磁的方法をもって提出された場合にあつては、それぞれ前項に定める書類の提出があつたものとみなす。</p> <p>3 条例第14条第7項に規定する添付資料は、別表第2に掲げる資料とする。</p> <p>4 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情があることを要件として支給され、又は支給額が加算される旅費を請求する場合は、当該公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情について、第1項に規定する旅費請求書に記載しなければならない。ただし、前項に規定する添付資料において確認できる場合及び旅行命令権が必要ないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>5 旅費の支払を受けた旅行者は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める領収書を旅行命令権者に提出しなければならない。</p> <p class="list-item-l1">(1) 赴任に係る旅費以外の旅費の支払を受けた場合 別表第1の第4号様式による旅費計算書（領収書）</p> <p class="list-item-l1">(2) 赴任に係る旅費の支払を受けた場合 別表第1の第5号様式による旅費計算書（領収書）</p> <p>6 前項の規定にかかわらず、口座振替の方法により旅費の支払を受けた場合は、同項の規定による領収書の提出を省略することができる。</p> |
|--|---|

9 支払担当者等は、旅費を支給した又は旅費に相当する金額を支払った場合には、請求書に支給先又は支払先及び支給年月日又は支払年月日を記載又は記録するものとする。

(旅費の精算期間)

**第9条** 条例第7条第2項に規定する期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行を完了した日の翌日から起算して7日とする。

2 条例第7条第3項に規定する期間は、精算による過払金の返納の通知の日から起算して10日とする。

(旅費の精算期間)

**第9条** 条例第14条第2項に規定する期間は、旅行の完了した日の翌日から起算して7日とする。

2 条例第14条第3項に規定する期間は、精算による過払金の返納の通知の日から10日とする。

(旅行雑費)

**第9条の2** 条例第19条第1項ただし書に規定する「人事委員会規則で定める時刻」のうち、出発に係る時刻は午前6時30分とし、帰着に係る時刻は午後9時とする。

2 条例第19条第1項第1号に規定する「人事委員会規則で定める県内の市町村の区域」は、別表第3の左欄に掲げる在勤地の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村の区域とする。

(外国旅行の航空賃の特例)

**第10条** 条例第33条第1項第1号に規定する「人事委員会規則で定めるとき」は、利用する航空機の目的地までの予定所要時間(経由地がある場合は、経由地における到着予定時刻から出発予定時刻までの時間を除く。)が8時間を超える場合又は公務上の必要その他やむを得ない事情がある場合で、現に最下級の直近上位の級の運賃により当該航空機を利用するときとする。

(鉄道賃に係る鉄道)

**第10条** 条例第9条第1項に規定する人事委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの
- (2) 軌道法第1条第1項に規定する軌道に類するもの
- (3) 外国における前2号に掲げるものに相当するもの

(外国旅行移転料の水路加算)

**第10条の2** 条例第34条の2第1項第3号に規定する「人事委員会規則で定める場合」のうち、水路の場合は、移転に伴う家財の輸送の通常の経路に含まれる家財の積みおろし又は積込みに利用する港(以下この条において「利用する港」という。)が、次の表の左欄に掲げる地域に属する同表の中欄に掲げる港の場合とし、同号に規定する「人事委員会規則で定める額」は、それぞれ同表右欄に掲げる割合を定額(条例第34条の2第1項第3号に規定する定額をいう。次条において同じ。)に乗じて得た額とする。

地域	港	割合
北アメリカ諸国の大西洋岸	モントリオール、トロント、シカゴ、ニューヨーク、ボルチモア、ニューオリンズ及びヒューストン	100分の30
北アメリカ諸国の大西洋岸	バンクーバー、シアトル、ポートランド、サンフランシスコ、ロサンゼルス及びホノルル	100分の45
メキシコ及び中央アメリカ諸国	アカプルコ、サンホセ、ラ・リベルタッド、アマパラ、コリント、パンタレナス及びコロン	100分の20
カリブ海諸国	ハバナ、ポルトープラシス及びサントドミニゴ	100分の45
南アメリカ諸国	ラ・ゲイラ、ベレン、マナウス、レシフェ、リオデジャネイロ、サントス、リオ・グランデ、モンテビデオ、ブエノスアイレス、バルパライソ、マタラニ、カリヤオ、ガヤキル、ヴェナベンツラ、アンジオニ及びエンカルナシオン	100分の45
西アフリカ諸国	ダカール、モンロビア、アビジャン、テマ、ラゴス、ドアラ、リーブルビル及びマタディ	100分の20

2 前項の場合において、利用する港が2以上ある場合における前項の額は、これらの港における額のうちの、最高額の港の1に対する額とする。

(外国旅行移転料の陸路加算)

第10条の3 条例第34条の2第1項第3号に規定する「人事委員会規則で定める場合」のうち、陸路の場合は、移転に伴う家財の輸送の通常の経路に含まれる陸路が次の各号に掲げる距離の場合とし、同号に規定する「人事委員会規則で定める額」は、当該各号に規定する額とする。

(1) 100キロメートル以上300キロメートル未満  
定額に100分の15を乗じて得た額

(2) 300キロメートル以上500キロメートル未満  
定額に100分の20を乗じて得た額

(3) 500キロメートル以上1,000キロメートル未満  
定額に100分の25を乗じて得た額

(4) 1,000キロメートル以上2,000キロメートル未

## (船賃に係る船舶)

**第11条** 条例第10条第1項に規定する人事委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの
- (2) 外国における前号に掲げるものに相当するもの

## (航空賃に係る航空機)

**第12条** 条例第11条第1項に規定する人事委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 航空法第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの
- (2) 外国における前号に掲げるものに相当するもの

## (特定航空移動等)

**第13条** 条例第11条第2項第1号に規定する人事委員会規則で定めるものは、一の旅行区間における飛行時間が8時間以上の移動とする。

## (その他の交通費)

**第14条** 条例第12条第1項第3号に規定する人事委員会規則で定める費用は、1キロメートルにつき22円とする。

## 満 定額に100分の30を乗じて得た額

(5) 2,000キロメートル以上 定額に100分の35を乗じて得た額

## (外国旅行移転料を支給する場合の扶養親族居住地の特例)

**第11条** 条例第34条の2第3項に規定する「人事委員会規則で定める扶養親族の居住地」は、任命権者が人事委員会と協議して定める扶養親族の居住地とする。

## (外国旅行雑費)

**第11条の2** 条例第36条に規定する「その他人人事委員会規則で定めるもの」とは、外国への旅行に伴つて特に必要と認められる旅行用用品のレンタル料その他の経費で人事委員会が定めるものとする。

## (外国旅行の途中における退職者等の旅費)

**第12条** 条例第39条第3項の規定により支給する旅費は、そのつど、条例第39条第1項及び第2項の規定の趣旨に従い、任命権者が人事委員会に協議して定める旅費とする。

## (外国旅行指定都市の範囲)

**第13条** 条例別表第2の(1)の備考1に規定する指定都市は、シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャンの地域とする。

## (外国旅行に係る地域の定義)

**第14条** 条例別表第2の(1)の備考1に規定する次の各号に掲げる地域として人事委員会規則で定める地域は、当該各号に定める地域とする。

(1) 北米地域 北アメリカ大陸（メキシコ以南の地域を除く。）、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しよ（西インド諸島及びマリアナ諸島（グアムを除く。）を除く。）

(2) 欧州地域 ヨーロッパ大陸（アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキ

	<p><u>スタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ及びロシアを含み、トルコを除く。)、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しよ (アゾレス諸島、マディラ諸島及びカナリア諸島を含む。)</u></p> <p><u>(3) 中近東地域 アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェート、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しよ</u></p> <p><u>(4) アジア地域 (本邦を除く。) アジア大陸 (アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドバ、ロシア及び前号に定める地域を除く。)、インドネシア、東ティモール、フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島しよ</u></p> <p><u>(5) 中南米地域 メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しよ</u></p> <p><u>(6) 大洋州地域 オーストラリア大陸及びニュージーランド並びにそれらの周辺の島しよ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しよ (ハワイ諸島及びグアムを除く。)</u></p> <p><u>(7) アフリカ地域 アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセーシェル諸島並びにそれらの周辺の島しよ (アゾレス諸島、マディラ諸島及びカナリア諸島を除く。)</u></p> <p><u>(8) 南極地域 南極大陸及び周辺の島しよ</u></p>
<u>2 前項に掲げる費用の額は、全路程を通算して計算する。ただし、第25条の規定により前項に掲げる費用を区分して算定する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。</u>	
<u>3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u>	
	<u>(宿泊費基準額等)</u>
<u>第15条 条例第13条に規定する人事委員会規則で定める額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「省令」という。）別表第2第1号の表又は第2号の表の区分の欄に掲げる地域等の区分に応じてそれぞれこれらの表の職務の級が10級以下の者の欄に掲げる額とする。</u>	
<u>2 条例第13条に規定する人事委員会規則で定める</u>	<u>(外国旅行甲地方の範囲)</u>
	<u>第15条 条例別表第2の(1)の備考1に規定する甲地方は、前条第1号から第3号までに定める地域のうち第13条の地域以外の地域で、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、クロアチア、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ボーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、セルビア・モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域とする。</u>

場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であつて、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

- (1) 会議等において主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。
- (2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。
- (3) 会議等に出席するため知事又は副知事の外国旅行に同行する者が知事又は副知事と同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障を来すとき。
- (4) 為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があったとき。
- (5) その他これに類すると認められる特別の事情があるとき。

(宿泊手当の定額等)

**第16条** 条例第15条に規定する人事委員会規則で定める一夜当たりの定額は、省令別表第3に掲げる額とする。

2 宿泊手当の額は、条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の三分の2の額
- (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の三分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、その移動の到着地に応じ、省令別表第3のとおりとする。ただし、条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の三分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(転居費の算定方法等)

(外国旅行丙地方の範囲)

**第16条** 条例別表第2の(1)の備考1に規定する丙地方は、第14条第4号、第5号、第7号及び第8号に定める地域のうち第13条の地域以外の地域で、インドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。）、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しよを除いた地域とする。

(施行細目)

**第17条** 条例第16条に規定する人事委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、複数の運送業者に見積りをさせることが困難である場合等において、経済的かつ合理的なものを選択したと任命権者が認める場合には、当該方法による運送に要する額を転居費の額とすることができます。
- (2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

2 前項の算定に当たっては、条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の県費による支給が適当でない費用として人事委員会が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

#### (渡航雑費の細則)

**第18条** 条例第19条に規定する人事委員会規則で定める費用は、次に掲げる費用（公務のため特に必要とするものに限る。）とする。

- (1) 保険料
- (2) 医薬品の購入に係る費用
- (3) 携行品の購入に係る費用
- (4) 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用
- (5) 条例第19条に規定する費用に類する又は付随する費用
- (6) 前各号に掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものとして人事委員会が定める費用

#### (旅行雑費)

**第19条** 条例第20条に規定する人事委員会規則で定める種類の経費は次の各号に掲げる経費とし、同条に規定する人事委員会規則で定める額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 公務上の必要により、通信、連絡等に要した経費 1日につき300円

**第17条** この規則の施行に関し必要な事項は委員会が定める。

2 この規則により難い事情があると認められるときは、委員会の承認を得て別段の定をすることができる。

- (2) 生徒引率旅行等において、旅行中に公務上の必要により、施設、交通機関及び用具等を利用した場合に発生する経費 実費額
- 2 前項の規定にかかわらず、条例第15条に規定する宿泊手当が支給される場合は、前項第1号に係る経費は支給しない。ただし、任命権者が認める場合は、この限りでない。

(死亡手当の定額)

第20条 条例第21条の人事委員会規則で定める定額は、省令別表第5に掲げる額とする。

(退職者等の旅費の細則)

第21条 条例第22条第1項に規定する人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- (1) 条例第3条第2項第1号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費
- ア 職員が出張のための内国旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費
- イ 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費
- (2) 本邦に出張のための外国旅行中の外国在勤の職員が条例第3条第2項第1号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、当該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前号アの規定に準じた旅費のほか、次号ウ又はエ及び次項の規定に準じた旅費
- (3) 条例第3条第2項第4号の規定により旅費を支給する場合には、次に掲げる旅費
- ア 外国在勤の職員がその在勤地において退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、旧在勤地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費（着後滞在費を除く。）
- イ 本邦在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費
- ウ 外国在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧在勤地を経由しないで当該退職等に伴う旅行をした場合には、次に掲げる旅費
- (ア) イの規定に準じた旅費
- (イ) 家財又は家族を旧在勤地から本邦に移転する必要がある場合には、(ア)に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、旧在勤地から本邦内の地に旅行するものとして算定した転

	<p><u>居費及び家族移転費</u></p> <p>エ <u>外国在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧在勤地を経由して当該退職等に伴う旅行をした場合には、次に掲げる旅費</u></p> <p>(ア) <u>出張の例に準じ、出張地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費</u></p> <p>(イ) <u>アの規定に準じた旅費</u></p> <p>2 <u>前項第3号の規定に該当する場合を除くほか、職員が外国旅行中において退職等となつた場合において条例第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、前項第3号の規定に準じて任命権者が人事委員会に協議して定めるものとする。</u></p>
--	---

(遺族等の旅費の細則)

**第22条** 条例第23条に規定する人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

- (1) 本邦在勤の職員が条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費
- ア 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
- イ 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費
- (2) 本邦に出張のための外国旅行中の外国在勤の職員が条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、第4号アの規定に準じた旅費
- (3) 条例第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）
- (4) 条例第3条第2項第5号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費
- ア 出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
- イ 職員が赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費
- (5) 条例第3条第2項第6号の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じ、職員が居住地から帰住地（本邦内の地に限る。）に旅行するものと

して算定した転居費及び家族移転費（着後滞在費に相当する部分を除く。）

(6) 条例第3条第2項第7号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

2 遺族が前項第1号から第5号までに規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第2条第6号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

（給与の種類）

**第23条** 条例第27条第2項に規定する給与の種類は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）及び市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）に規定する給料、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（一般職員給与条例第20条の3の規定による手当を含む。）、へき地手当（市町村立学校職員給与条例第30条の4の規定による手当を含む。）、時間外勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当及び初任給調整手当又はこれらに相当する給与とする。

（本邦通過の場合の旅費）

**第24条** 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、内国旅行の規定による。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、外国旅行の規定による。

2 前項本文の場合において、条例第18条第1項第1号の規定の適用については、本邦出発の場合はその外国への出発地を新居住地又は居住地とみなす。

（年度経過等による区分）

**第25条** 移動中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

（施行細目）

**第26条** この規則の施行に関し必要な事項は委員会が定める。

2 この規則によりがたい事情があると認められるときは、委員会の承認を得て別段の定めをすることができる。

第2条 職員の旅費の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第8条関係）

区分	添付資料
(1) 鉄道賃	条例第9条第1項第1号に掲げる運賃（外国旅行の場合に限る。）
	条例第9条第1項第2号から第5号までに掲げる費用（外国旅行の場合に限る。）
	条例第9条第1項第6号に掲げる費用
(2) 船賃	条例第10条第1項第1号に掲げる運賃（外国旅行の場合に限る。）
	条例第10条第1項第2号及び第5号に掲げる費用
	条例第10条第1項第3号及び第4号に掲げる費用（外国旅行の場合に限る。）
(3) 航空賃	条例第11条第1項第1号に掲げる運賃
	条例第11条第1項第2号及び第3号に掲げる費用
(4) その他の交通費	条例第12条第1項第2号、第4号及び第5号に掲げる費用
(5) 宿泊費	その支払を証明するに足る資料 第15条第2項各号のいずれかに該当することを証明するに足る資料（条例第13条ただし書に該当する場合で、かつ支払担当者等が必要と認める場合に限る。以下この表において同じ。）
(6) 包括宿泊費	その支払を証明するに足る資料 その移動に係る交通費の内容を証明するに足る資料
(7) 転居費	その支払を証明するに足る資料 転居を証明する資料 同居する家族であることを証明する資料（家族の転居に要する費用を含む場合に限る。） 条例第18条第1項第2号ア又はイに規定する許可を証明するに足る資料（同号ア又はイに規定する場合に該当するときに限る。） 条例第18条第2項に規定する延長の許可を証明するに足る資料（同項に該当する場合に限る。）
(8) 着後滞在費（宿泊手當に相当する部分を除く。）	その支払を証明するに足る資料 第15条第2項各号のいずれかに該当することを証明するに足る資料
(9) 家族移転費（宿泊手當に相当する部分を除く。）	その支払を証明するに足る資料 移転を証明する資料 同居する家族であることを証明する資料 第15条第2項各号のいずれかに該当することを証明するに足る資料

	条例第18条第1項第2号ア、イ、ウ又はエに規定する許可を証明するに足る資料(同号ア、イ、ウ又はエに規定する場合に該当するときに限る。)
(10) 渡航雑費	その支払を証明するに足る資料
(11) 旅行雑費(第19条第1項第2号に掲げる経費に限る。)	その支払を証明するに足る資料
(12) 条例第22条に規定する旅費	請求する種目に相当するものに応じた第1号から前号までに掲げる資料 退職等の事由を証明する資料 所定の期間内に帰住又は退職等に伴う旅行をしたことを証明するに足る資料 旅行中に又は外国の在勤地において退職等となつたことを証明する資料
(13) 死亡時旅費請求書により請求する旅費	請求する種目に相当するものに応じた第1号から第11号までに掲げる資料 職員、配偶者又は子の死亡及びその死亡地を証明する資料 帰住を証明する資料(遺族が帰住した場合に限る。) 遺族であることを証明する資料(請求者が遺族である場合に限る。)
(14) 旅費損失請求書により請求する旅費	損失となる金額又は支出を要する金額を証明するに足る資料 旅行命令等の変更、条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者の死亡又は第3条第1項各号に掲げる場合に該当することを証明する資料 同居する家族であることを証明する資料(転居費のうち家族の転居に要する費用又は家族移転費に相当するものを含む場合に限る。)
(15) 旅費喪失請求書により請求する旅費	天災又は第4条第1項各号に掲げる事情により旅費額を喪失したことを証明するに足る資料 喪失額を証明するに足る資料
(16) 条例第26条第1項に規定する旅費	請求する種目に相当するものに応じた第1号から第11号までに掲げる資料 条例第26条第1項の規定に該当することを証明するに足る資料
(17) 外国旅行の旅費	前各号に掲げるもののほか、毎日の行程、宿泊地名及び宿泊施設名、搭乗した列車、船舶又は航空機の路線名及びそれらの発着時刻等を記載した資料

別表第2（第8条関係）

区分	記載事項又は記録事項
出張旅費精算請求書又は出張旅費概算請求書	請求者の所属又は所属団体及び氏名 旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地（宿泊した場合に限る。以下この表において同じ。）、種目及びその金額 請求年月日 概算額、精算額、追給額及び返納額（これらについては、概算払に係る旅費を請求する場合に限る。以下この表において同じ。）
赴任旅費精算請求書又は赴任旅費概算請求書	請求者の所属又は所属団体及び氏名 旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額 請求年月日 概算額、精算額、追給額及び返納額
死亡時旅費請求書	請求者の住所、死亡者との続柄及び氏名並びに死亡者の所属及び氏名（これらについては、請求者が遺族である場合に限る。） 請求者の所属及び氏名並びに死亡者の請求者との続柄及び氏名（これらについては、請求者が職員である場合に限る。） 請求額 種目及びその金額 請求年月日
旅費損失請求書	請求者の所属及び氏名（これらについては、請求者が職員である場合に限る。） 請求者の住所、職員との続柄及び氏名（これらについては、請求者が遺族である場合に限る。） 請求者の所属団体及び氏名（これらについては、請求者が職員及び遺族以外である場合に限る。） 請求額 種目及びその金額 損失事由 請求年月日
旅費喪失請求書	請求者の所属又は所属団体及び氏名 請求額 喪失以後の旅行に必要な旅費額、喪失を免れた旅費額及び差引額 喪失以後の旅行に必要な旅費について、旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額 喪失事由 請求年月日

## 備考

- 1 旅行日ごとに記載又は記録する事項は、請求の内容が同一である、又は複数の旅行日にわたる旅費である場合には、複数の旅行日をまとめて記載することができる。
- 2 概算払に係る旅費を精算する場合であつて、当該精算額が概算払に係る旅費額と同一であるときは、出張旅費精算請求書及び赴任旅費精算請求書のうち、出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額の記載又は記録を省略することができる。
- 3 請求書は、備考欄を設け、旅費の計算上参考となる事項を記載又は記録することができる。

別表第3（第8条関係）

区分	記載事項又は記録事項
(1) 鉄道賃	条例第9条第1項第1号に掲げる運賃、同項第2号から第5号までに掲げる料金及び同項第6号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
(2) 船賃	条例第10条第1項第1号に掲げる運賃、同項第2号から第4号までに掲げる料金及び同項第5号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
(3) 航空賃	条例第11条第1項第1号に掲げる運賃、同項第2号に掲げる座席指定料金及び同項第3号に掲げる費用の各金額並びに合計金額
(4) その他の交通費	金額及び路程距離（条例第12条第1項第3号に掲げる移動を行った場合に限る。）
(5) 宿泊費	夜数及び金額
(6) 包括宿泊費	夜数及び金額
(7) 宿泊手当	夜数及び定額
(8) 転居費	金額
(9) 着後滞在費	宿泊費に係る夜数及び金額、宿泊手当に係る夜数及び定額並びにこれらの合計金額
(10) 家族移転費	第1号から第7号まで及び第9号の例に準じた記載事項又は記録事項、合計金額並びに旅行人員
(11) 渡航雑費	金額
(12) 旅行雑費	金額
(13) 死亡手当	定額

## 附 則

(施行期日)

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 改正後の職員の旅費の支給に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第30号。以下この項において「改正条例」という。）による改正後の職員の旅費に関する条例（昭和30年条例第58号。以下「新条例」という。）第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正条例による改正前の職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧条例第3条第6項に規定する旅行命令等を発した旅行及び同条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧条例第3条第6項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 新規則第20条から第22条までの規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 新規則第3条第2項及び第4条第2項の規定は、新条例第3条第6項及び第7項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

新潟県教育委員会

教育長 太田 勇二

**新潟県教育委員会規則第10号**

技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則

(技能労務職員の給与等に関する規則の一部改正)

**第1条** 技能労務職員の給与等に関する規則（昭和34年新潟県教育委員会規則第11号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(格付及び給料の支給)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、一般職員給与条例第7条第2項の規定の例によるものとする。この場合において、同項中「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは、「<u>23万4,862円</u>」とする。</p>	<p>(格付及び給料の支給)</p> <p><b>第4条</b> (略)</p> <p>2 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給料月額については、前項の規定にかかわらず、一般職員給与条例第7条第2項の規定の例によるものとする。この場合において、同項中「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」とあるのは、「<u>22万7,500円</u>」とする。</p>

**第2条** 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

**別表第1** (第3条関係)

技能労務職給料表

職務の級 号 級	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
1	円 198,200	円 240,400	円 260,400	円 276,300	円 309,800
2	199,900	241,200	261,300	277,300	311,300
3	201,600	242,000	262,200	278,300	312,700
4	203,300	242,700	263,100	279,300	314,100
5	205,000	243,400	264,100	280,300	315,500
6	206,700	244,100	265,000	281,300	316,600
7	208,300	244,900	266,000	282,200	317,600
8	209,900	245,600	266,900	283,200	318,800
9	211,500	246,400	267,800	284,200	320,000
10	213,000	247,100	268,600	285,200	321,600
11	214,500	247,800	269,300	286,200	323,200
12	215,900	248,400	269,700	287,200	324,800
13	217,300	249,100	270,300	288,200	326,200
14	218,800	249,500	270,700	289,500	327,800
15	220,300	250,000	271,100	290,800	329,400
16	221,800	250,400	271,500	292,000	331,000

17	223,200	250,900	271,900	293,200	332,400
18	224,600	251,300	272,400	294,500	334,100
19	226,000	251,800	272,900	295,700	335,700
20	227,400	252,200	273,500	296,900	337,300
21	228,800	252,500	274,200	297,900	338,700
22	229,800	252,800	274,800	299,100	340,400
23	230,900	253,100	275,400	300,300	342,100
24	232,000	253,400	276,200	301,600	343,700
25	233,000	253,900	277,000	302,900	344,900
26	233,800	254,400	277,700	303,900	346,800
27	234,700	254,800	278,200	304,900	348,500
28	235,500	255,300	278,900	305,900	350,100
29	236,400	255,800	279,700	307,000	351,600
30	237,200	256,300	280,400	308,200	353,200
31	238,000	256,700	281,100	309,300	354,800
32	238,800	257,100	281,700	310,500	356,400
33	239,600	257,400	282,400	311,600	358,100
34	240,100	257,900	283,100	312,900	359,900
35	240,600	258,400	283,800	314,200	361,700
36	241,100	258,800	284,400	315,500	363,500
37	241,700	259,200	285,000	316,700	365,000
38	242,200	259,700	285,700	318,000	366,400
39	242,700	260,100	286,300	319,300	367,800
40	243,200	260,500	286,800	320,600	369,200
41	243,700	260,900	287,200	321,900	370,700
42	244,000	261,300	287,700	323,100	371,500
43	244,300	261,800	288,100	324,400	372,400
44	244,700	262,100	288,500	325,500	373,400
45	245,100	262,400	289,000	326,400	374,300
46	245,500	262,800	289,500	327,700	375,400
47	245,900	263,200	290,000	329,000	376,300
48	246,300	263,500	290,300	330,300	377,300
49	246,600	263,900	290,700	331,400	378,200
50	246,900	264,300	291,100	332,700	378,900
51	247,200	264,600	291,500	333,900	379,600
52	247,500	264,900	292,000	335,100	380,200
53	247,700	265,300	292,300	336,400	380,600
54	248,000	265,600	292,700	337,400	381,200
55	248,300	265,900	293,200	338,500	381,800
56	248,600	266,300	293,700	339,600	382,500

令和7年12月25日(木)

## 新潟県報

号外 2

57	248,800	266,600	294,100	340,300	382,800
58	249,100	266,900	294,700	341,200	383,500
59	249,400	267,200	295,200	341,900	384,200
60	249,600	267,500	295,800	342,700	384,800
61	249,800	267,800	296,400	343,500	385,100
62	250,100	268,100	296,900	343,900	385,600
63	250,400	268,400	297,500	344,400	386,200
64	250,600	268,700	298,000	345,100	386,800
65	250,800	268,900	298,500	345,900	387,100
66	251,100	269,200	299,000	346,600	387,700
67	251,400	269,500	299,500	347,300	388,400
68	251,600	269,700	300,000	347,900	389,000
69	251,800	269,900	300,400	348,400	389,400
70	252,100	270,200	300,800	349,000	389,900
71	252,400	270,500	301,200	349,500	390,500
72	252,600	270,700	301,600	350,100	391,000
73	252,800	270,900	302,000	350,400	391,500
74	253,100	271,200	302,300	350,900	392,100
75	253,400	271,500	302,700	351,200	392,500
76	253,600	271,700	303,100	351,600	392,800
77	253,800	271,900	303,500	352,000	393,200
78	254,100	272,200	303,900	352,500	393,700
79	254,400	272,500	304,300	353,000	394,100
80	254,600	272,700	304,700	353,500	394,500
81	254,800	272,900	305,000	353,800	394,900
82	255,100	273,200	305,500	354,200	395,400
83	255,300	273,500	305,900	354,600	395,800
84	255,600	273,700	306,400	355,000	396,200
85	255,800	273,900	306,700	355,300	396,500
86	256,000	274,100	307,200	355,700	397,000
87	256,300	274,400	307,700	356,100	397,400
88	256,600	274,700	308,000	356,500	397,800
89	256,800	274,900	308,400	356,700	398,100
90	257,100	275,100	308,900	357,100	398,600
91	257,400	275,400	309,400	357,500	399,000
92	257,600	275,600	309,900	357,900	399,400
93	257,800	275,900	310,200	358,100	399,700
94	258,100	276,200	310,600	358,400	
95	258,400	276,500	311,000	358,800	
96	258,600	276,700	311,500	359,100	
97	258,800	276,900	311,900	359,400	

98	259,100	277,200	312,300	359,800	
99	259,400	277,400	312,600	360,200	
100	259,600	277,700	312,900	360,600	
101	259,800	277,900	313,200	361,100	
102	260,100	278,100	313,600	361,500	
103	260,400	278,400	313,900	361,900	
104	260,600	278,700	314,300	362,300	
105	260,800	278,900	314,600	362,800	
106		279,100	315,000	363,200	
107		279,400	315,400	363,500	
108		279,600	315,600	363,800	
109		279,900	315,800	364,200	
110		280,200	316,100		
111		280,500	316,400		
112		280,700	316,600		
113		280,900	316,800		
114		281,200	317,100		
115		281,400	317,400		
116		281,600	317,600		
117		281,900	317,800		
118		282,200	318,100		
119		282,500	318,400		
120		282,700	318,600		
121		282,900	318,800		
122		283,100	319,100		
123		283,400	319,400		
124		283,700	319,600		
125		283,900	319,800		
126		284,100	320,100		
127		284,400	320,400		
128		284,700	320,600		
129		284,900	320,800		
130		285,100			
131		285,400			
132		285,700			
133		285,900			
134		286,100			
135		286,400			
136		286,700			
137		286,900			

備考 この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に100分の99.56を乗じて得た額（そ

の額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額) を給料月額とする。

(技能労務職員の給与等に関する規則及び指導改善研修の実施に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)  
**3条** 技能労務職員の給与等に関する規則及び指導改善研修の実施に関する規則の一部を改正する規則（令和5年新潟県教育委員会規則第1号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

じた額に、市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「 <u>23万4,862円</u> に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を、常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の」とする。 2 (略)	じた額に、市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する」とあるのは「 <u>22万7,500円</u> に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を、常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の」とする。 2 (略)
--	--

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、第1条及び第2条の規定による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則（以下「改正後の技能労務職員給与等規則」という。）並びに第3条の規定による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則及び指導改善研修の実施に関する規則の一部を改正する規則（以下「改正後の令和5年改正規則」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 2 改正後の技能労務職員給与等規則又は改正後の令和5年改正規則の規定を適用する場合においては、第1条及び第2条の規定による改正前の技能労務職員の給与等に関する規則の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の技能労務職員の給与等に関する規則及び指導改善研修の実施に関する規則の一部を改正する規則の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の技能労務職員給与等規則の規定による給与又は改正後の令和5年改正規則の規定による給与の内払とみなす。  
(施行細則)
- 3 前項に定めるものほか、この規則の施行に関し必要な事項については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）第2条に規定する職員の例による。